

主な「受検の手引」販売先一覧表

名称	所在地	電話番号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部	〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8	03-3433-1575
※同 施工技術総合研究所	〒417-0801 静岡県富士市大淵3154	0545-35-0212
同 北海道支部	〒060-0003 札幌市中央区北3条西2-8 さつげんビル 5F	011-231-4428
同 東北支部	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命仙台北町ビル 5F	022-222-3915
同 北陸支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町 6-1 興和ビル 9F	025-280-0128
同 中部支部	〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-17-10 三愛ビル 5F	052-962-2394
同 関西支部	〒540-0012 大阪府中央区谷町 2-7-4 谷町スリースリースビル 8F	06-6941-8845
同 中国支部	〒730-0013 広島市中区八丁堀 12-22 築地ビル 4F	082-221-6841
同 四国支部	〒760-0066 高松市福岡町 3-11-22 建設クリエイトビル 4F	087-821-8074
同 九州支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-4-30 いわきビル 2F	092-436-3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒901-2122 浦添市字勢理客 4-18-1 トヨタマイカーセンター4F	098-879-2097
※同 北部支所	〒905-1152 名護市字伊差川 24-1	0980-53-1555

※を除き、郵便販売もしています。

平成29年度 1級建設機械施工技術検定試験

受検の手引

発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8

TEL 03-3433-1575 (平日9:30~12:00、13:00~17:30)

FAX 03-3433-0401

「受検の手引・申込用紙」共で1部600円（郵送で請求のときは送料共で1部850円）
落丁、乱丁はお取替えいたします。（不許複製）

平成29年度

1級建設機械施工技術検定試験

(建設業法に基づく建設機械施工技士になるための国家試験)

受検の手引

受付期間 平成29年3月3日(金)~4月3日(月)

締切日(4月3日(月))の消印まで有効

学科試験日 平成29年6月18日(日)

学科試験地 ・北広島市 ・滝沢市 ・東京都 ・新潟市 ・名古屋市
・大阪市 ・広島市 ・高松市 ・福岡市 ・那覇市

実技試験日 平成29年8月下旬から9月中旬

実技試験地 ・石狩 ・岩沼 ・下都賀郡 ・秩父 ・小松
・富士 ・刈谷 ・明石 ・小野 ・広島
・善通寺 ・糟屋郡 ・国頭郡

- 学科試験地及び実技試験地は会場の都合により変更する場合があります -

【注意】

※この手引を最後までよく読み、受検の申込をしてください。

※当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込手続きの代行等を行っている業者がありますが、当協会とは全く関係ありません。当協会は代行機関は一切設置しておりません。また、受検に関連する講習会も行っておりません。

※受検申込の書類を提出した後は、記入した内容(受検種目等)の変更はできません。

国土交通大臣指定試験機関

JCMA 一般社団法人 日本建設機械施工協会

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

はじめに

建設機械施工技術検定試験は、建設工事の機械化施工に従事する技術者の技術の向上を図ることを目的としています。建設業法第27条に定める技術検定制度に基づいて、国土交通大臣指定試験機関として一般社団法人日本建設機械施工協会が実施するものです。

この試験は、建設機械運転技術者の操作技能のみを対象とするものではなく、建設工事の機械化施工に必要な土木技術、建設機械の管理技術、さらにこうした技術の熟練度と応用力を兼ね備えた施工技術を対象としています。

1級技術検定試験は、工事現場における建設機械運転技術者の指導監督的な職務に従事する者を対象とし、各種建設機械の運転技術、施工技術及び組合せ施工法についての指導、監督を適確に行う知識と能力を有するかどうかを判定するものであり、**2級技術検定試験**は、主として熟練度の高い運転技術者を対象とし、特定の建設機械の運転技術及び施工技術とこれに必要な知識と能力を判定するものです。

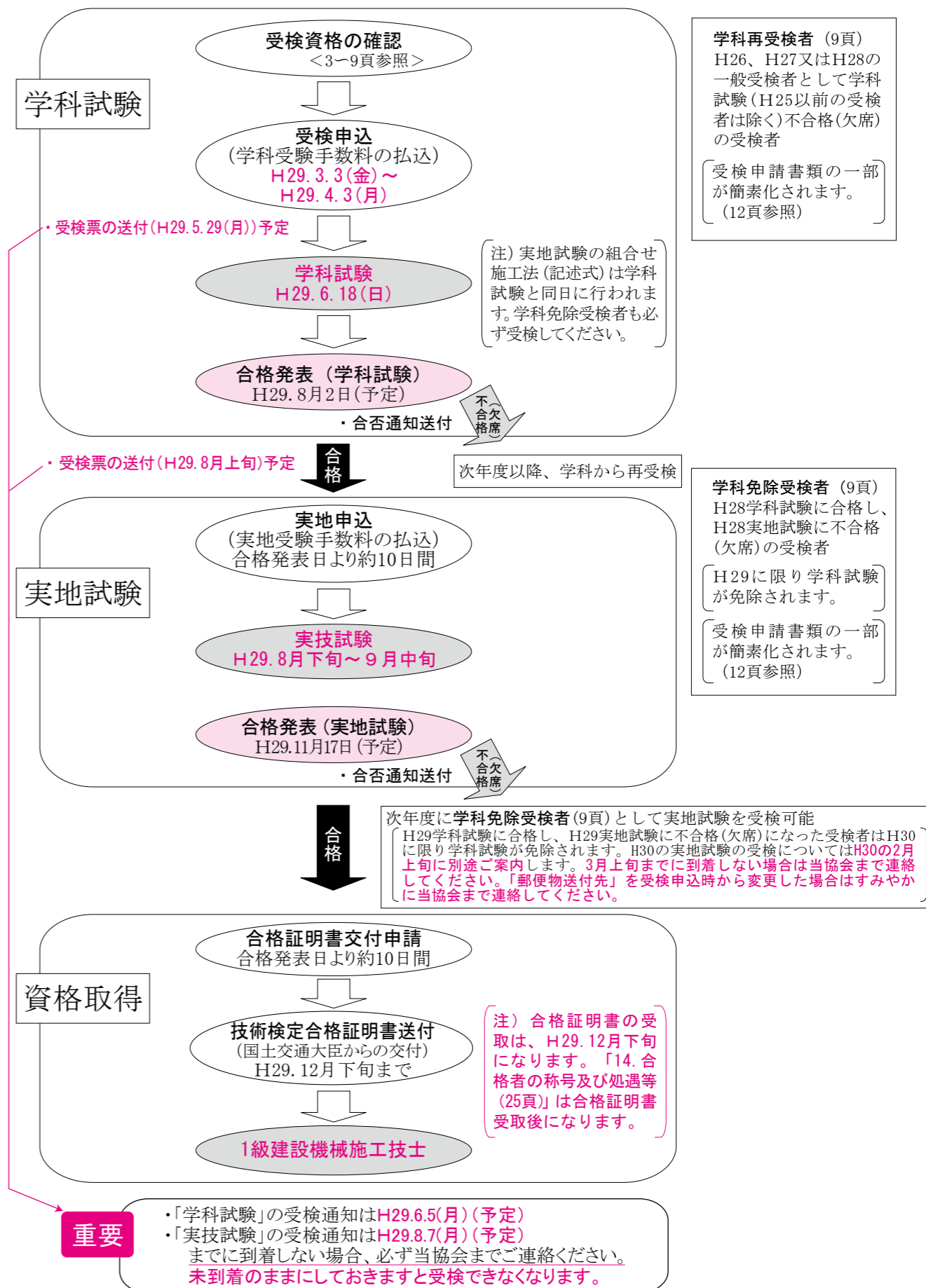
この試験に合格すると、所定の手続きにより国土交通大臣から建設機械施工技術検定合格証明書が交付され、「1級又は2級建設機械施工技士」と称することが認められるとともに、建設業の許可に必要な有資格者となり、また、施工現場における監理技術者（1級に限る）又は主任技術者（1級・2級）としての資格が与えられます。

- 注) 1. 本「受検の手引」では、建設業法施行令、同規則に定められている文言については、「受検資格」「受検票」「受験希望地」等の文言を使用しています。
2. 受験手数料と合格証明書交付手数料は諸般の情勢により変更となる可能性があります。

目次

1級建設機械施工技士の資格取得まで	2
1. 受検資格と申込に必要な書類	3
2. 建設機械施工法（建設機械の種類）と実務経験・学歴について	13
3. 試験の方法及び内容	17
4. 試験の日時及び試験地	19
5. 受験手数料	20
6. 受検申込について	21
7. 住所変更等について	22
8. 受験地変更について	22
9. 受検の取り消しについて	22
10. 学科試験当日の注意	22
11. 実地試験当日の注意	23
12. 合格発表及び通知	24
13. 技術検定の合格証明書交付申請手続	24
14. 合格者の称号及び処遇等	25
15. 不正行為に対する受検禁止措置	25
16. 申込書類の作成方法（記入例）	26
17. よくある質問	40
18. 参考	42
※変更届	45

1級建設機械施工技士の資格取得まで 注)月日まで記載の事項については、実施上変更する場合があります。



1級建設機械施工技術検定 学科試験・実地試験

1. 受検資格と申込に必要な書類

- (1) 受検資格：3～8頁の表の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)のいずれかに該当する者
- (2) 申込に必要な書類：3～8頁の表の受検資格に応じた必要な証明書類及び受検者全員が必要な書類
- (3) 2級合格後の取扱：合格後とは合格発表日を基準日とし、合格発表日からの実務経験年数で計算してください。

受検資格：区分(イ)(ロ)「指導監督的実務経験が1年以上ある者」

区分	学歴と資格	必要とする実務経験		申込に必要な書類	
		指定学科	指定学科以外	受検資格に応じた必要な証明書類	区分(イ)、(ロ)の受検者全員が必要な書類
(イ)	学校教育法による ・大学卒業生 ・専門学校を卒業した者のうち「高度専門士」※1と称する者	卒業後 3年以上 の実務経験年数	卒業後 4年6ヶ月以上 の実務経験年数	卒業証明書 ○卒業証明書の発行年月日は問いません。 ○ 卒業証明書のコピーは不可 ○ 卒業証書の原本及びそのコピーは不可 ○卒業された学校・学科によっては成績証明書等が必要です。(別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照) ※ 大学院修了の方は大学の卒業証明書が必要です。 (大学院の修了証明書は不可) 「高度専門士」※1の称号が卒業証明書に記載されていない場合は卒業証明書の外にその称号が確認できる書類も必要です(称号取得証明書等) 「専門士」※2の称号が卒業証明書に記載されていない場合は卒業証明書の外にその称号が確認できる書類も必要です(称号取得証明書等)	① 受検申請書類 2枚 履歴票・実務経験証明書・受検申請書 1枚 写真票・受験手数料振替払込受付証明書貼付書 1枚 ○同封の指定用紙を使用してください。 ② 受検申込書 1枚(コンピュータ入力票) ○同封の指定用紙を使用してください。 ③ 本籍地記載の住民票 1通 ○取得後3ヶ月以内のもの ○ 住民票のコピーは不可 ○外国籍の方は国籍・通称名記載のものが必須です。 ○婚姻等の理由により添付する他の書類(卒業証明書等)と氏名が変わっている場合は変更の経緯がわかる書類(戸籍抄本等【コピーは不可】)が必要です。 ④ パスポート用カラー証明写真 1枚 ○縦4.5cm×横3.5cm、フチなしに限る。 ○申請前6ヶ月以内に撮影した証明用のもの。 ○無帽で正面を向いて(概ね肩より上)顔全体がはっきり見え、 本人と確認できる写真。 ○サングラス(色の入ったレンズ)やマスク等で顔が隠れていないもの。 ○以下の写真は使用できません。 ・背景や影があるもの ・眼鏡にフラッシュ等が反射して目が見えないもの ・髪の毛が目にかかっているもの ・パソコン等で普通紙にプリントしたもの ・スナップ写真や会社等で撮影された写真 ○写真の裏に、氏名、受験する級、受験希望地を記入してください。 ○写真貼付欄にはがれないように 全面のり付け してください。 (セロテープは使用不可) ※ 合格証明書の写真は、写真票の写真を転写します。
	学校教育法による ・短期大学卒業生 ・高等専門学校(5年制)卒業生 ・専門学校を卒業した者のうち「専門士」※2と称する者	卒業後 5年以上 の実務経験年数	卒業後 7年6ヶ月以上 の実務経験年数		
	学校教育法による ・高等学校卒業生 ・専門学校を卒業した者 (※1、※2を除く)※3	卒業後 10年以上 の実務経験年数	卒業後 11年6ヶ月以上 の実務経験年数		
	その他の者	卒業後 15年以上の実務経験年数 この年数のうち、1年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること		(卒業証明書は必要ありません)	
(ロ) 2級建設機械施工技術検定合格者	合格後5年以上の者	合格後 5年以上の実務経験年数 (本年度は平成23年度までの2級建設機械施工技術検定合格者) この年数のうち、1年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること		2級建設機械施工技術検定合格証明書 (写) (卒業証明書は必要ありません)	⑤ 受験手数料振替払込受付証明書 ○郵便局の窓口で、10,100円を同封の振替払込用紙で必ず個人別に払い込んでください。(払込手数料は本人負担となります。) ○振替払込受付証明書を受検申請書類の振替払込受付証明書貼付欄にはがれないよう全面のり付けしてください。 ○ATM(現金自動預払機)を利用して払込む場合は、ご利用明細書しか出ませんので控えとして必ずコピーを取り、原本を貼付欄に貼付してください。 ○振替払込請求書兼受領証は受検者本人が保管してください。(領収書に代えさせていただきます。) ○ インターネットや電信振替(通帳を利用したの払込)は受け付けておりませんのでご注意ください。
	合格後5年未満の者	次のいずれかに該当 ①2級の受検種別の一つの経験が2年以上で、他の種別を通算して8年以上の実務経験年数 ②2級の受検種別の一つの経験が1年6ヶ月以上2年未満で、他の種別を通算して9年以上の実務経験年数	次のいずれかに該当 ①2級の受検種別の一つの経験が3年以上で、他の種別を通算して9年以上の実務経験年数 ②2級の受検種別の一つの経験が2年3ヶ月以上3年未満で、他の種別を通算して10年6ヶ月以上の実務経験年数	2級建設機械施工技術検定合格証明書 (写) と 卒業証明書 ○卒業証明書の発行年月日は問いません。 ○ 卒業証明書のコピーは不可 ○ 卒業証書の原本及びそのコピーは不可 ○卒業された学校・学科によっては成績証明書等が必要です。(別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照)	
	その他の者	次のいずれかに該当 ①2級の受検種別の一つの経験が6年以上で、他の種別を通算して12年以上の実務経験年数 ②2級の受検種別の一つの経験が4年以上6年未満で、他の種別を通算して14年以上の実務経験年数 この年数のうち、1年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること		2級建設機械施工技術検定合格証明書 (写) (卒業証明書は必要ありません)	

専門学校について

学校教育法第124条により、第1条に掲げる(中学校、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校等)以外の教育施設で、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として専修学校が定められ、第125条により、専修学校には高等課程、専門課程又は一般課程を置くこととされている。この専修学校のうち、第126条第2項により、専門課程を置く専修学校は**専門学校**と称することができることとされている。

高度専門士及び専門士とは、専門学校専門課程で、以下に掲げる要件を満たし、文部科学大臣が認めるものを修了した者は高度専門士又は専門士と称することができる。

※1 「高度専門士」の要件

- ① 修業年数が4年以上であること。
- ② 全課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上。又は単位制による学科の場合は、124単位以上。
- ③ 体系的に教育課程が編成されていること。
- ④ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

※2 「専門士」の要件

- ① 修業年数が2年以上であること。
- ② 全課程の修了に必要な総授業時間が1,700時間以上。又は単位制による学科の場合は、62単位以上。
- ③ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。
- ④ 高度専門士と称することができる課程と認められたものでないこと。

※3 に該当する者は、以下のとおりです。

専門学校卒業生のうち、「高度専門士」又は「専門士」の称号を持たない者。(詳細は試験部へお問い合わせください)

(注意1) 実務経験年数は、平成29年3月31日現在で計算してください。なお、平成29年4月1日～6月17日の実務経験月数を加算すると受検資格を満たす方は申請することができます。ただし、見込み申請に変更があった場合、速やかに自己申告を行わないと不正行為として扱われます。また、2級試験合格者の実務経験開始日は、その試験の合格発表日とします。

(注意2) 建設機械の種類(種目)と実務経験の内容については、13～16頁を参照してください。

(注意3) 学歴と実務経験年数の条件が重複する場合には、17頁を参照してください。

(注意4) 指定学科・専修学校等の取扱いについては、別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照してください。

(注意5) 高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定を含む)合格者は、高等学校指定学科以外卒業とみなされます。合格証明書が必要(コピーは不可)

(注意6) 日本国外の学校を卒業した方は、16頁を参照してください。

(注意7) **すでに1級建設機械施工技士の資格を取得されている方は、再受検できません。**

受検資格：区分(ハ)は5～6ページに記載

受検資格：区分(ニ)は7～8ページに記載

申込みに必要な書類に不足があると受検できません。

受検資格：区分（ハ）「専任の主任技術者の実務経験が1年（365日）以上ある者」

区分	学歴と資格		必要とする実務経験		申込に必要な書類	
			指定学科	指定学科以外	受検資格に応じた必要な証明書類	区分（ハ）の受検者全員が必要な書類
（ハ） 右に示す実務経験年数に専任の主任技術者の実務経験が1年（365日）以上ある者	合格後 3年以上の者		合格後 3年以上の実務経験年数 （本年度は平成 25 年度までの 2 級建設機械施工技術検定合格者）		2 級建設機械施工技術検定合格証明書（写） （卒業証明書は必要ありません）	① 受検申請書類 2 枚 ② 受検申込書（コンピュータ入力票） 1 枚 ③ 本籍地記載の住民票 1 枚 ④ パスポート用カラー証明写真 1 枚 ⑤ 受験手数料振替払込受付証明書 ⑥ 工事請負契約書の写し 会社が受注し、あなたが従事した土木工事の契約書の写しで発注者・受注者氏名印があり、工事名、工事場所、工期、請負金額等が明示されているもの。 ⑦ 専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類の写し（A4 サイズで複写） （例） コリンズ工事カルテ（竣工時）、現場代理人主任技術者選任届、施工体系図、施工体制台帳のいずれか1つを添付してください。 上記⑥、⑦の書類については、建設工事に関する専任の主任技術者として1年（365日）以上従事したものがが必要です。なお、複数の工事の場合は合計で1年（365日）以上従事したものとします。
	合格後 3 年未満の者	学校教育法による ・短期大学卒業生 ・高等専門学校(5年制)卒業生 ・専門学校を卒業した者のうち「専門士」※2と称する者（注1）	次のいずれかに該当 ① 2 級の受検種別の一つの経験が 2 年以上で、他の種別を通算して 6 年以上の実務経験 ② 2 級の受検種別の一つの経験が 1 年 6 ヶ月以上 2 年未満で、他の種別を通算して 7 年以上の実務経験年数	次のいずれかに該当 ① 2 級の受検種別の一つの経験が 2 年以上で、他の種別を通算して 6 年以上の実務経験 ② 2 級の受検種別の一つの経験が 1 年 6 ヶ月以上 2 年未満で、他の種別を通算して 7 年以上の実務経験年数	2 級建設機械施工技術検定合格証明書（写） と 卒業証明書 ○卒業証明書の発行年月日は問いません。 ○卒業証明書のコピーは不可 ○卒業証書の原本及びそのコピーは不可 ○卒業された学校・学科によっては成績証明書等が必要です。（別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照） 「専門士」※2の称号が卒業証明書に記載されていない場合は卒業証明書の外にその称号が確認できる書類も必要です。（称号取得証明書等）	
		学校教育法による ・高等学校卒業生 ・専門学校を卒業した者（※1、※2を除く）※3（注1）	次のいずれかに該当 ① 2 級の受検種別の一つの経験が 2 年以上で、他の種別を通算して 6 年以上の実務経験 ② 2 級の受検種別の一つの経験が 1 年 6 ヶ月以上 2 年未満で、他の種別を通算して 7 年以上の実務経験年数	次のいずれかに該当 ① 2 級の受検種別の一つの経験が 3 年以上で、他の種別を通算して 7 年以上の実務経験 ② 2 級の受検種別の一つの経験が 2 年 3 ヶ月以上 3 年未満で、他の種別を通算して 8 年 6 ヶ月以上の実務経験年数	2 級建設機械施工技術検定合格証明書（写） （卒業証明書は必要ありません）	
	その他の者		次のいずれかに該当 ① 2 級の受検種別の一つの経験が 6 年以上で、他の種別を通算して 10 年以上の実務経験 ② 2 級の受検種別の一つの経験が 4 年以上 6 年未満で、他の種別を通算して 12 年以上の実務経験年数	2 級建設機械施工技術検定合格証明書（写） （卒業証明書は必要ありません）		
	その他の者	学校教育法による ・高等学校卒業生 ・専門学校を卒業した者（※1、※2を除く）※3	卒業後 8 年以上の実務経験年数	卒業後 9 年 6 ヶ月以上の実務経験年数（注2）	卒業証明書 と（注2） 土木施工管理技士等の合格証明書（写） ○卒業証明書の発行年月日は問いません。 ○卒業証明書のコピーは不可 ○卒業証書の原本及びそのコピーは不可 ○卒業された学校・学科によっては成績証明書等が必要です。（別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照）	
その他の者		卒業後 13 年以上の実務経験		（卒業証明書は必要ありません）		

（注1） 専門学校に関する※1、※2、※3は、3頁を参照ください。

（注2） 指定学科以外の卒業生が専任の主任技術者になるには、10年以上の実務経験が必要となるため、建設業法第7条第2号ハ（6ページ参照）で定めている国土交通大臣が認定する資格（土木施工管理技士等）を平成27年度までに取得している必要があります。（合格証明書の写しを添付してください。）なお、この認定資格を取得していない場合は11年以上の実務経験年数が必要です。

申込みに必要な書類に不足があると受検できません。

「専任の主任技術者の実務経験が1年（365日）以上ある者」について

1 区分（ハ）の専任の主任技術者経験者にあつては、建設工事に関する実務経験年数のうち、主任技術者の資格要件を満たした後、1年（365日）以上の建設工事に関する専任の主任技術者としての実務経験年数が必要となります。

2 「専任の主任技術者」について

(1) 公共性のある工作物に関する重要な工事で、一件の請負金額が、3,500万円以上（平成28年5月31日までは2,500万円以上）、建築一式工事の場合は7,000万円以上（平成28年5月31日までは5,000万円以上）の工事現場に置く「主任技術者」は「専任」でなければなりません。（建設業法第26条第3項）（建設業法施行令第27条）したがって、建設工事において請負金額が、3,500万円未満（平成28年5月31日までは2,500万円未満）、建築一式工事の場合は7,000万円未満（平成28年5月31日までは5,000万円未満）の工事の主任技術者は専任の主任技術者とはなりません。

また、特定建設業にあつて、一定金額以上を下請け契約して工事を施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。（建設業法第26条第2項）

なお、公共性のある工作物に関する重要な工事とは、個人住宅を除いてほとんどの工事が対象となります。

(2) 主任技術者の現場専任制度は、元請、下請にかかわらず適用されます。

(3) 工事現場への「専任」は、現場に常駐が原則です。

(4) 専任で設置すべき期間は、工事の契約期間とし、下請が受け持つ専門工事については、施工が断続である場合は、現場稼働期間となります。

(5) 専任の主任技術者は、当該工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。

「主任技術者」について

1 「主任技術者」

建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず工事施工の技術上の監理をつかさどるものとして、必ず現場に、「主任技術者」を置かなければなりません。（建設業法第26条第1項）

2 主任技術者になるための資格要件〔建設業法第7条第2項（イ）、（ロ）又は（ハ）〕

（イ） ①大学、短期大学、高等専門学校、専門学校専門課程「高度専門士」及び「専門士」 指定学科卒業後 実務経験3年以上

②高等学校、専門学校専門課程 指定学科卒業後 実務経験5年以上

※指定学科とは（建設業法施行規則第1条 国土交通省令で定める学科）をいいます。

（ロ） 10年以上の実務経験を有する者

（ハ） 国土交通大臣が、（イ）又は（ロ）と同等以上と認定した者（2級建設機械施工技術検定合格者等）

3 主任技術者及び監理技術者の職務

主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に履行しなければならない。（建設業法第26条の3第1項）

受検資格：区分（二）「指導監督の実務経験が1年以上、主任技術者の資格要件成立後専任の
 監理技術者の指導のもとにおける実務経験が2年以上ある者」

(2級建設機械施工技術検定合格者又は高等学校及び専門学校専門課程指定学科卒業者※3 が該当)

区分	学歴と資格	必要とする実務経験		申込に必要な書類	
		指定学科	指定学科以外	受検資格に応じた必要な証明書類	区分（二）の受検者全員が必要な書類
（二） 年立 以上 ある 者	2級建設機械施工技術検定合格者	合格後3年以上の実務経験年数 （本年度該当者は平成25年度までの、2級建設機械施工技術検定合格者） ※2級技術検定に合格した後、以下に示す2つの内容を含む3年以上の実務経験を有している者 ①指導監督の実務経験年数を1年以上 ②専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験年数（上記①の期間との重複は不可） ※主任技術者資格要件B		2級建設機械施工技術検定合格証明書 （写） （卒業証明書は必要ありません）	
	その他の者 学校教育法による ・高等学校卒業者 ・専門学校を卒業した者 （※1、※2を除く）※3（※※）	卒業後8年以上の実務経験年数 ※左記の指定学科を卒業した後、以下に示す2つの内容を含む8年以上の実務経験を有している者 ①指導監督の実務経験年数を1年以上 ②主任技術者の要件（実務経験年数5年以上）を満たした後、専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験年数（上記①の期間との重複は不可） ※主任技術者資格要件A		卒業証明書 ○卒業証明書の発行年月日は問いません ○卒業証明書のコピーは不可 ○卒業証書の原本及びそのコピーは不可 ○卒業された学校・学科によっては成績証明書等が必要です。 （別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照）	

※※専門学校に関する※1、※2、※3は、3頁を参照ください。

「指導監督の実務経験年数が1年以上に加え、主任技術者の資格要件成立後専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験年数が2年以上ある者」について

（注1）区分（二）の受検資格は、建設工事に関する実務経験のうち、主任技術者の資格要件を満たした後（（注3）2級建設機械施工技術士合格者、あるいは、高校または専門学校専門課程の指定学科卒業後5年以上の実務経験を有する者）、専任の監理技術者の配置が必要な建設工事に配置され（注5、6、8）専任の監理技術者の指導のもとにおける建設工事に関する実務経験年数が通算で2年以上必要になります。下記項目のすべてに該当している必要があります。

- 2級建設機械施工技術検定合格者か最終学歴が高等学校または専門学校専門課程の指定学科卒業者となります。（注3）
- 所属している会社が特定建設業者であり、発注者から直接建設工事を請け負った（元請）工事となります。（下請負人として実施した工事は該当しません。）（注5、6）
- 受検者と、指導を行った監理技術者が、同一会社に属している必要があります。
- 専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置されている必要があります。（注5、6、8）

（注2）「主任技術者」とは
 建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず、工事施工の技術上の監理をつかさどるものとして、必ず現場に「主任技術者」を置かなければなりません。（建設業法第26条第1項）

（注3）主任技術者になるための資格要件〔建設業法第7条第2号（イ）、（ロ）又は（ハ）〕
※受検資格：区分（二）該当するのは、主任技術者資格要件A・Bのみ
 （イ）①大学、短期大学、高等専門学校、専門学校専門課程「高度専門士」及び「専門士」指定学科卒業後 実務経験3年以上
 ②高等学校、専門学校専門課程 指定学科卒業後 実務経験5年以上 **※主任技術者資格要件Aに該当**
 ※指定学科とは（建設業法施工規則第1条 国土交通省令で定める学科）をいいます。
 （ロ）10年以上の実務経験を有する者
 （ハ）国土交通大臣が、（イ）又は（ロ）と同等以上と認定した者（2級建設機械施工技術検定合格者等）
※主任技術者資格要件Bに該当

（注4）一般建設業の許可（建設業法第3条第1項第1号）
 軽微な建設工事のみを請け負って営業する者及び特定建設業の許可を受けようとするものを除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可を受けなければなりません。

（注5）特定建設業の許可（建設業法第3条第1項第2号）
 発注者からの直接工事を請け負い、かつ総額4,000万円以上（平成28年5月31日までは3,000万円以上）、建築一式工事の場合は、総額6,000万円以上（平成28年5月31日までは4,500万円以上）を下請契約して工事を施工しようとする者は、特定建設業の許可を受けなければなりません。

（注6）「監理技術者」とは
 特定建設業者が、発注者から直接工事を請け負い（元請）、総額4,000万円以上（平成28年5月31日までは3,000万円以上）、建築一式工事の場合は総額6,000万円以上（平成28年5月31日までは4,500万円以上）を下請契約して施工する場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。（建設業法第26条第2項、建設業法施行令第2条）

（注7）主任技術者と監理技術者の職務
 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の監理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に履行しなければなりません。（建設業法第26条の3第1項）

（注8）専任の監理技術者について
 (1) 公共性のある工作物に関する重要な工事で、工事一件の請負金額が、3,500万円以上（平成28年5月31日までは2,500万円以上）、建築一式工事の場合は7,000万円以上（平成28年5月31日までは5,000万円以上）の工事現場に置く監理技術者は「専任」でなければなりません。（建設業法第26条第3項）（建設業法施行令第27条）
 (2) 監理技術者の現場専任制度は、元請の場合のみ適用されます。
 (3) 工事現場への「専任」は、現場に常駐が原則です。
 (4) 専任で設置すべき期間は、工事の契約期間とし、下請が受け持つ専門工事については、施工が断続である場合は、現場稼働期間となります。
 (5) 専任の監理技術者は、当該工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。

(4) 受検者の区分

1級建設機械施工技術検定試験では、受検者について次の3種類に区分しており、それぞれ、申込方法等が異なります。**ご自分の該当する種類をご覧ください。**

- 1) 一般受検者 —— 平成29年度新規に受検する者及び平成25年度以前に学科又は、実地試験を受検し、不合格になった者。
- 2) 学科再受検者 —— **平成26年度、27年度又は28年度に新規受検者である「一般受検者」として受検し、学科試験に不合格(欠席含む)となった者。**
「一般受検者」として受検した年が基準年度となり、その翌年から3年間「学科再受検者」として受検できます。
注) 1. 提出書類の一部が簡素化されます。
2. 平成25年度以前の受検者は、基準年度から3年以上経ているため、「一般受検者」としての受検となります。
- 3) 学科免除受検者 —— 平成28年度に学科試験に合格したが、実地試験が不合格(欠席含む)になった者。
注) 1. **平成29年度に限り、学科試験が免除される制度になっています。**
2. 提出書類の一部が簡素化されます。
3. 対象者には2月上旬に別途案内しますので、受検申請手続きをしてください。3月上旬までに未到着な場合は、当協会まで連絡し、速やかに受検申請手続きをしてください。

(5) 提出書類について

受検者の受検資格区分((イ)~(ニ))及び受検者の区分(上記(4))により、記入する書類が異なります。11~12頁の記入・添付書類一覧を確認し、27頁以降の記入例を参照して、必要な書類を記入してください。

【添付書類についての注意点】

- 1) 住民票：一般受検者は、**本籍が記載された住民票(取得後3ヶ月以内のもの)を必ず提出**してください。学科再受検者、学科免除受検者は、提出する必要はありません。
- 2) 写真票：全ての受検申請者は、**パスポート申請用写真(受検申請前6ヶ月以内のもの)**を撮影し、写真票に全面のり付けして提出してください。1級建設機械施工技術検定に合格した場合の**合格証明書には、この写真票で提出された写真を転写**します。(詳細は4ページを参照してください)
- 3) 郵便振替払込受付証明書：一般受検者と学科再受検者は、郵便局で同封の郵便振替払込用紙を使用して学科試験受験手数料を払い込み、郵便振替払込受付証明書を貼付して提出してください。この証明書の「**払込人住所氏名**」は会社のもので構いませんが、**必ず受検者自身の氏名も併せて記入してください。**(学科免除受検者は、学科試験の受験手数料を払い込まないでください。また今回の受検申請時点では、実地試験の受験手数料も払い込まないでください。)
- 4) 卒業証明書：11~12頁で卒業証明書の欄が「○」となっている一般受検者は、卒業証明書を必ず提出してください(発行年月日は問いません)。「指定学科」の卒業者は、学校・学科によっては成績証明書等も必要となるので、別冊「指定学科・専修学校等一覧」を確認し、必要となる場合は提出してください(発行年月日は問いません)。その学校が「学校統合」等で存在しない場合、その学校があった都道府県や市町村の教育委員会に卒業証明書等の入手方法を問い合わせてください。婚姻等の理由により、卒業証明書等の氏名と現在の氏名が異なる場合には、戸籍抄本が必要です。

- 5) 「高度専門士」等の称号取得証明書：一般受検者で「高度専門士」や「専門士」の称号によって受検資格する場合には、その称号を取得していることを証明する書類を提出してください。卒業証明書にその称号が記載されている場合には不要です。婚姻等の理由により、証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合には、戸籍抄本が必要です。
- 6) 2級建設機械施工技士の合格証明書の写し：2級合格者の資格で受検する場合には、合格証明書の写しを提出してください。婚姻等の理由により、合格証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合には、戸籍抄本が必要です。
- 7) その他の証明書：例えば高卒認定試験合格者等の資格で受検する場合には、その合格証明書(コピーは不可)を提出してください。婚姻等の理由により、合格証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合には、戸籍抄本が必要です。
- 8) 工事契約書の写し：一般受検者の受検資格区分(ハ)の場合は、**専任の主任技術者を務めた1年(365日)以上の実務経験に含まれる全ての工事の工事契約書を提出**してください。受検資格区分(ニ)の場合は、**専任の監理技術者から指導を受けた2年以上の実務経験に含まれる全ての工事の工事契約書を提出**してください。
- 9) 専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類：一般受検者の受検資格区分(ハ)の場合は、**専任の主任技術者を務めた1年(365日)以上の実務経験に含まれる全ての工事のコリンズ工事カルテ(竣工時)、現場代理人・主任技術者選任届、施工体系図、施工体制台帳のいずれかを提出**してください。
- 10) 指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格者証の写し：受検資格区分(ニ)の場合は、**専任の監理技術者から指導を受けた2年以上の実務経験に含まれる全ての工事の専任の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを提出**してください。

記入・添付書類一覧

書 類	No.	一 般 受 検 者 の 受 検 資 格 区 分															学科再 受検者	学科免除 受検者	
		(イ)				(ロ)			(ハ)					(ニ)					
		指導監督の実務経験が 1年以上ある者				指導監督の実務経験が 1年以上ある者			専任の主任技術者の実務経験 1年(365日)以上ある者					指導監督の実務経験が1年 以上、主任技術者の資格要 件成立後専任の監理技術者 の指導のもとにおける経験 が2年以上ある者					
		※	大学卒 専門学校卒 (高度専門士)	短大卒・高専 卒・専門学校 卒(専門士)	高校卒 専門学校卒	その他の者 (中卒等)	2級合格後 5年以上の者	2級合格後 高校卒 専門学校卒	5年未満の者 その他の者 (中卒等)	2級合格後 3年以上の者	2級合格後3年未満の者			その他の者		2級建設機 械施工技術 検定合格者			その他の者 高校卒 専門学校卒
A票	受検申請書	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	履歴票	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	1級技術検定合格証明書交付申請書	⑤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B票	指導監督の実務経験証明書 (イ)(ロ)(ニ)	⑥	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
	専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験証明書 (ニ)	⑦	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
	専任の主任技術者実務経験証明書 (ハ)	⑧	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	
C票	コンピュータ入力票 (受検申込書)	⑨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
D票	コンピュータ入力票 (受検申込書)	⑩	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
	H26、H27、若しくはH28 学科試験受検票または学科試験不合格通知	⑩	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
	H28 学科試験受検票または実地試験不合格通知	⑩	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
住民票 (本籍が記載されているもの) 注)1			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
写真票		⑪⑫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
郵便振替払込受付証明書		⑬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
卒業証明書 注)2			○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	×	○	×	×	○	×	×
「高度専門士」「専門士」の資格で受検申込する場合の称号を証明する書類			○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
2級建設機械施工技士の合格証明書の写し			×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×
工事契約書の写し			×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
専任の主任技術者として従事した事が確認できる書類 注)3			×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格者証の写し			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×

○・・・受検申込に際し、記入が必要な書類又は提出が必要な添付書類です。

×・・・記入又は提出が省略できる書類です。

※ 申込書の記入例(27頁～)の○で囲んだ数字に対応しているもの

注)1 学科再受検者、学科免除受検者で婚姻等の理由により、平成26年～28年で添付した他の書類(卒業証明書等)と氏名や本籍が変わっている場合は、本籍記載の住民票に加え、戸籍抄本を提出してください。

注)2 卒業した学校・学科によっては、成績証明書等も必要となるので、別冊「指定学科・専修学校等一覧」を確認してください。

注)3 コリンズ工事カルテ(竣工時)、現場代理人・主任技術者選任届、施工体系図、施工体制台帳のいずれか1つの写しを提出してください。

2. 建設機械施工法（建設機械の種類）と実務経験・学歴について

(1) 1級技術検定試験における建設機械施工法

1級の建設機械施工技術検定試験は、次の6種類の建設機械施工法及び組合せ施工法（記述式）について実施することになっています。

建設機械施工法等	内 容
トラクター系 建設機械操作施工法	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工
ショベル系 建設機械操作施工法	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工
モーター・グレーダー 操作施工法	モーター・グレーダーによる施工
締め固め 建設機械操作施工法	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工
ほ装用 建設機械操作施工法	アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等による施工
基礎工事用 建設機械操作施工法	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工
建設機械組合せ施工法	上記6種類の施工法の組合せによる施工法についての記述試験

(2) 受検資格に関わる実務経験の内容

1) 実務経験

「実務経験」とは、建設工事の実施にあたり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一かつ効率的に行うために必要な技術上のすべての職務経験をいい、具体的には下記に関するものをいいます。

- ・受注者（請負人）として建設機械による施工を管理（工程管理、品質管理、安全管理等を含む）、指導・監督した経験（施工図の作成や、補助者としての経験も含む）
- ・発注者側における現場監督技術者等（補助者も含む）としての経験
- ・設計者等における工事監理の経験（補助者としての経験も含む）
- ・建設機械の運転あるいは運転助手として施工に従事した経験

なお、施工に直接的に関わらない以下の経験は含まれません。

- ・設計のみの経験
- ・建設工事の単なる雑務や単純な労務作業、事務系の仕事に関する経験

「実務経験」は、検定種目の対象となる工事の経験を重複して申請することはできません。ある1つの工事において複数の工種を経験した場合や、ある期間重複した工事を経験した場合でも、異なる工種の経験を同時期に重複して申請することはできません。

(例)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
土木工事①(6ヶ月)											
			建築工事(5ヶ月)								
								土木工事②(4ヶ月)			



この例の場合、土木工事と建築工事で3ヶ月間の重複部分があり、重複部分を土木工事を行った場合で算出してある。このように、重複部分を調整し、合計期間が1年（12ヶ月）を超えないようにする。

土木工事①(6ヶ月)	建築工事(2ヶ月)	土木工事②(4ヶ月)
------------	-----------	------------

2) 指導監督的実務経験（受検資格区分(イ)(ロ)(ニ)で申請する場合）（(ニ)は4）も参照）

「指導監督的実務経験」とは、1)の「実務経験」のなかで、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任などの立場で、部下等に対して建設機械の操作をはじめ、工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。なお、この実務経験には受注者の立場における経験のほか、発注者側の現場監督技術者等として総合的に指導・監督した経験も含まれます。

3) 専任の主任技術者としての実務経験（受検資格区分(ハ)で申請する場合）

「専任の主任技術者としての実務経験」とは、「公共性のある工作物に関する重要な工事」(次の①、②に該当する**建設工事**)に配置された主任技術者での実務経験をいいます。

- ① 建設工事1件の請負代金額（元請、下請にかかわらず）
 - *3,500万円以上（平成28年5月31日までは2,500万円以上）
 - *建築一式工事の場合は7,000万円以上（平成28年5月31日までは5,000万円以上）
- ② 建設工事の種類（次のいずれかに該当するもの）
 - *国・地方公共団体が発注した工事
 - *鉄道・道路・ダム・河川・港湾・上下水道等の公共性のある工作物の工事
 - *電気事業用施設・ガス事業用施設の工事
 - *学校・図書館・工場・病院・百貨店・事務所ビル等の公衆または不特定多数の人が使用する施設の工事（個人住宅の建築工事を除く）
- ③ 建設業法により、定められた国家資格等を取得していないものが実務経験により主任技術者になれる条件は、i～iiiのいずれかに該当する場合です。
 - i. 学校教育法による大学・短大・高等専門学校・専門学校専門課程（高度専門士、専門士）の指定学科卒業生：許可業種の建設工事に関し、卒業後3年以上の実務経験を有すること
 - ii. 学校教育法による高等学校・専門学校専門課程（高度専門士及び専門士を除く）の指定学科卒業生：許可業種の建設工事に関し、卒業後5年以上の実務経験を有すること
 - iii. 上記のi、ii以外の場合：許可業種の建設工事に関し、卒業後10年以上の実務経験を有すること

受検資格区分(ハ)の条件で受検申請する場合、専任の主任技術者を務めた1年以上の実務経験に含まれる全ての工事の工事契約書の写しと、それらの工事に専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類の写し(以下の4つのいずれかをA4サイズで複写:コリンズ工事カルテ(竣工時)、現場代理人・主任技術者選任届、施工体系図、施工体制台帳)を提出してください。

4) 専任の監理技術者の指導のもとでの実務経験(受検資格区分(ニ)で申請する場合)

「専任の監理技術者の指導のもとでの実務経験」とは、受検申請者が主任技術者の要件を満たした後、特定建設業の許可を受けている所属会社が発注者から直接請け負った、専任の監理技術者の配置が必要な工事で、その監理技術者の指導を受けた実務経験のことです。「専任の監理技術者の指導のもとでの実務経験」は、下記の項目全てに該当している必要があります。

- 受検申請者は、専任の監理技術者の指導を受ける前に主任技術者の要件を満たしている。
・・・(※1)
- 専任の監理技術者の指導を受けている実務経験の期間中に所属している会社が特定建設業者であり、その実務経験の工事は所属会社が直接工事を請け負った工事である(下請負人として実施した工事の実務経験は対象となりません)。・・・(※2)
- 指導を受けている実務経験の工事は、専任の監理技術者の配置が必要な工事である。
・・・(※3)(※4)
- 受検申請者本人と、指導する専任の監理技術者は、指導を受けている実務経験の期間中に同一の会社に所属している。

(※1) 主任技術者の要件は、下記のいずれかとなります。

- ① 学校教育法による高等学校・専門学校専門課程(高度専門士及び専門士を除く)の指定学科卒業生:許可業種の建設工事に、卒業後5年以上の実務経験を有する者(主任技術者資格要件A)
- ② 2級建設機械施工技術検定合格証明書の交付を受けている者(主任技術者資格要件B)

(※2) 特定建設業者とは、建設業法第3条第1項第2号の内容の許可(特定建設業の許可)を受けているもののことであり、下記の①、②の両方に該当する工事を施工しようとするものは、特定建設業の許可を受けなければなりません。

- ① 発注者から直接工事を請け負う
- ② 総額4,000万円以上(平成28年5月31日までは3,000万円以上)、建築一式工事の場合は6,000万円以上(平成28年5月31日までは4,500万円以上)を下請契約して施工する

(※3) 現場技術者の「専任」が必要な工事とは、下記の①、②の両方に該当する工事です。

- ① 建設工事1件の請負代金額(元請、下請にかかわらず)
*3,500万円以上(平成28年5月31日までは2,500万円以上)
*建築一式工事の場合は7,000万円以上(平成28年5月31日までは5,000万円以上)
- ② 建設工事の種類(次のいずれかに該当するもの)
*国・地方公共団体が発注した工事
*鉄道・道路・ダム・河川・港湾・上下水道等の公共性のある工作物の工事
*電気事業用施設・ガス事業用施設の工事
*学校・図書館・工場・病院・百貨店・事務所ビル等の公衆または不特定多数の人が使用する施設の工事(個人住宅の建築工事を除く)

(※4) 「監理技術者」の配置が必要な工事とは、下記の①、②の両方に該当する工事です。

- ① 発注者から直接請け負う工事
- ② 総額4,000万円以上(平成28年5月31日までは3,000万円以上)、建築一式工事の場合は6,000万円以上(平成28年5月31日までは4,500万円以上)を下請契約して施工する工事

受検資格区分(ニ)の条件で受検申請する場合、指導を受けた2年以上の実務経験に含まれる全ての工事の工事契約書の写しと、それらの工事で指導を受けた専任の監理技術者資格者証の写しを提出してください。

(3) 指定学科

「指定学科」とは、国土交通省令で定められている学科及び国土交通大臣がそれと同等以上と認定している学科等で建設機械施工技術検定では、別冊の「指定学科・専修学校等一覧」の表のとおりです。

(4) 日本国外の学校を卒業した者の学歴について

技術検定の受検資格として必要な学歴の取扱いについては、原則として学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。

日本国外の学校を卒業した者が、国内の学校を卒業した者と同様の条件で受検するためには、その学歴について個々に審査を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要があります(最終学歴の学科が指定学科に相当するかということも同時に審査します。)

受検を希望される者は、受検申請書類に下記の必要書類を添付し、当協会宛に提出してください。

1) 審査申請にあたっての注意

認定を受ける際には、日本国内での建設機械施工に関する所定の実務経験年数が必要です。

2) 審査に必要な書類

- ① 受検資格認定申請書(国土交通大臣宛)……(当協会に請求してください。)
- ② 卒業証明書の原本のコピー及び日本語訳
- ③ 成績証明書の原本のコピー及び日本語訳(単位数、履修時間がわかるもの)
- ④ 履修科目の概要を説明したもの

なお、既に建設機械施工若しくは他の種目試験で受検資格を認定されている者は、認定書の写しを提出してください。

3) 申請方法

審査申請書類一式を当協会に提出してください(受検申請書に同封することも可能です。)

4) 審査結果等について

- ・個別認定の審査結果については、国土交通省から申請者本人宛に通知されます。
- ・国土交通大臣の認定を受けて、当協会から申請者本人宛に受検票を送付します。
- ・審査結果によっては、受検できないこともあります。

5) 国外学校認定審査に関する問合せ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課技術検定係 TEL 03(5253)8111(内線:24744)

(5) 学歴・実務経験の条件が重複する場合

実務経験は卒業後しか認めません。

夜間部（二部）の大学・短大又は高等学校の卒業者は、最終学歴をそれぞれ大学・短大又は高等学校とする場合、その在学中の実務は実務経験の期間とはみなしません。

在学中の実務や、最終学歴の学校への入学以前に経験した実務を実務経験年数に加えたい場合は、その実務を経験する前に卒業した学校がこの受検申込における最終学歴となりますので、注意してください。

3. 試験の方法及び内容

1級建設機械施工技術検定試験は、学科試験と実地試験を行います。

試験区分		試験日	受検対象者
学科試験	択一式	6月18日	全受検者（学科免除受検者除く）
	記述式(B)		
実地試験	記述式(A)	8月下旬～9月中旬	全受検者
	実技試験		

(1) 学科試験

土木工学、建設機械原動機、石油燃料、潤滑剤、建設機械、建設機械施工法、法規についての択一式と土木・機械関係の記述式(B)により行います。

試験区分	試験科目	試験基準
学科試験	土木工学	1 建設機械による建設工事の施工に必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。 2 設計図書に関する一般的な知識を有すること。
	建設機械原動機	1 建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2 建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3 建設機械の内燃機関の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	石油燃料	石油燃料の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。
	潤滑剤	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。
	建設機械	1 建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2 建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3 建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	建設機械施工法	1 建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 3 建設機械による建設工事の施工の経費の積算に関する一般的な知識を有すること。 4 建設機械による建設工事の施工の計画、運営及び管理に関する一般的な知識を有すること。
法規	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	

(2) 実地試験

実地試験は記述式(A)と実技試験により行います。

1) 記述式(A)（建設機械組合せ施工法）は学科試験と同日（平成29年6月18日(日)）に実施します。

記述式(A)は、全ての受検者が受検する必要があります。学科免除受検者（9頁参照）及び2級資格取得による実技試験免除者も、受検しなければなりません。

試験区分	試験科目	試験基準
記述式(A)試験	建設機械組合せ施工法	建設機械の組合せによる建設工事の施工の監督を適確に行う能力を有すること。

2) 実技試験

実技試験は、下表の試験科目の各建設機械操作施工法のうちから2科目を選択し、所定のコース内での操作施工による実技により試験を行います。

実技試験を受けることのできる者は、1級の学科試験の合格者と前年度の学科試験の合格者（学科免除受検者）です。

また、2級合格者は、その試験科目の免除の制度（実技試験の免除）があります。1つの種別の2級合格者は、その種別以外の1科目の操作施工法を選択して実技による試験を行います。

2つの種別の2級合格者は、実技による試験を免除されます。ただし、実地試験のうち記述式(A)試験（学科試験と同日に行う筆記試験）は必ず受けなければなりません。

試験科目	試験基準	
右欄に掲げる科目のうち二科目	トラクター系建設機械操作施工法	1 トラクター系建設機械（ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械をいう。以下同じ。）の操作を正確に行う能力を有すること。 2 トラクター系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 トラクター系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
	ショベル系建設機械操作施工法	1 ショベル系建設機械（パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械をいう。以下同じ。）の操作を正確に行う能力を有すること。 2 ショベル系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 ショベル系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
	モーター・グレーダー操作施工法	1 モーター・グレーダーの操作を正確に行う能力を有すること。 2 モーター・グレーダーの点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 モーター・グレーダーによる建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
	締め固め建設機械操作施工法	1 締め固め建設機械（ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械をいう。以下同じ。）の操作を正確に行う能力を有すること。 2 締め固め建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 締め固め建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
	ほ装用建設機械操作施工法	1 ほ装用建設機械（アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等をいう。以下同じ。）の操作を正確に行う能力を有すること。 2 ほ装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 ほ装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
	基礎工事用建設機械操作施工法	1 基礎工事用建設機械（くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械をいう。以下同じ。）の操作を正確に行う能力を有すること。 2 基礎工事用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 基礎工事用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

なお、実技試験で使用する予定の建設機械は次のとおりです。

1 級	使用機械	規格
トラクター系建設機械操作施工法	ブルドーザー	6～12 t 級
*ショベル系建設機械操作施工法	油圧ショベル (バックホウ)	山積 0.28～0.45 m ³ 級
モーター・グレーダー操作施工法	モーター・グレーダー	3.1m級
締め固め建設機械操作施工法	ロード・ローラー	10～12 t 級
ほ装用建設機械操作施工法	アスファルト・フィニッシャー	ほ装幅 2.5～4.5m級
基礎工事用建設機械操作施工法	アースオーガー	杭打機 40～50 t 吊級

※) ショベル系建設機械操作施工法については、「JIS規格の操作方式 **左操作レバー横旋回方式**」で試験を行います。

4. 試験の日時及び試験地

試験区分	日 時
学 科	平成 29 年 6 月 18 日(日) 午前 9 時 15 分 ～
実 地	・記述式 (A) 試験 (建設機械組合せ施工法) 平成 29 年 6 月 18 日(日) (学科試験と同日実施) ・実技試験 平成 29 年 8 月下旬から平成 29 年 9 月中旬までのあらかじめ指定した日時 (受検票に同封する書類で日時を案内します。日時の変更はできません。)

(1) 試験の実施場所と内容表

学科受験地	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
	北(北海 道)	滝(岩 手 県)	東 京	新 潟	名 古 屋	大 阪	広 島	高 松	福 岡	那 覇			
実技受験地	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	石(北海 道)	岩(宮 城 県)	下(栃 木 県)	秩(埼 玉 県)	小(石 川 県)	富(静 岡 県)	刈(愛 知 県)	明(兵 庫 県)	小(兵 庫 県)	広(広 島 県)	善(香 川 県)	糟(福 岡 県)	国(沖 縄 県)
実技試験 実施種目	トラクター系建設機械 (第1種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ショベル系建設機械 (第2種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	モーター・グレーダー (第3種)	○	○		○	○				○	○	○	
	締め固め建設機械 (第4種)	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	ほ装用建設機械 (第5種)	○			○			○					
	基礎工事用建設機械 (第6種)						○		○				

注) 1. ○印は、実技試験の該当操作施工法の実施を示し、空欄はその操作施工法の試験を行わないことを意味します。

2. 実技試験において、試験会場の規模と受験希望者数の関係から希望受験地を変更させて頂く場合があります。

(2) 学科試験当日の時間割 (予定)

試験区分	入 室	試験準備 (試験問題配布等)	試験時間
実地試験 (建設機械組合せ施工法 (記述式(A)))	時 分 9 : 15	時 分 時 分 9 : 15～ 9 : 30	時 分 時 分 9 : 30～10 : 30
学科試験 (記述式(B))	11 : 15	11 : 15～11 : 25	11 : 25～12 : 25
昼 休 み		12 : 25～13 : 25	
学科試験 (択一式)	13 : 25	13 : 25～13 : 35	13 : 35～16 : 05

注) 択一式：四肢択一は、マークシート方式での解答となります。

実地試験 (建設機械組合せ施工法 (記述式 (A))) は、前年度からの学科免除受験者も含めて全ての受験者が受検する必要があります。学科免除受験者は、1 時間目の試験のみの受検となります。

5. 受験手数料

学科試験受験手数料納入時に実地試験受験手数料を納入しないこと。

(1) 学科試験受験手数料

10,100 円	受検申請書提出時には、学科試験受験手数料のみ納入
----------	--------------------------

- ・受験手数料は、指定の郵便振替払込用紙で必ず個人別に払込み、郵便振替払込受付証明書指定箇所を全面的にのりづけしたものを貼付してください。ATMを利用して払込む場合は、ご利用明細書の控えとして必ずコピーをとり、その原本を貼付してください。
- ・インターネットバンキング及び電信振替による払込手続きは受付できません。
- ・試験当日に欠席した場合、受験手数料は返還しません。

(2) 実地試験受験手数料 (学科試験合格発表後に納入)

27,800 円	操作施工法(実技試験)2科目と建設機械組合せ施工法(記述式試験-6月18日(日)実施)を受検
21,400 円	2 級の 1 つの種別合格者は、操作施工法 (実技試験) 2 科目中 1 科目免除で操作施工法 (実技試験) 1 科目と建設機械組合せ施工法(記述式試験-6月18日(日)実施)を受検
15,000 円	2 級の 2 つの種別合格者は、操作施工法 (実技試験) 2 科目免除で建設機械組合せ施工法(記述式試験-6月18日(日)実施)のみを受検

- ・今回の受検申請 (4 月 3 日締切) では、この受験手数料を払込まないでください。
- ・学科試験合格者及び学科免除受験者には、8 月上旬に指定の郵便振替払込用紙を送付し通知します。
- ・8 月上旬に送付予定の実施通知に記載している手数料払込期限を過ぎて払込んでも受検できませんので、注意してください。

6. 受検申込について

(1) 学科試験について

1) 受付期間

平成 29 年 3 月 3 日(金) ～ 平成 29 年 4 月 3 日(月) 消印有効

2) 提出先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

3) 受検申込方法

- ①受検の申請は、申請書類一式を指定の申込み用封筒（灰色）に入れ、必ず**郵便局の窓口で簡易書留郵便**として、郵送してください（**ポストに投函しないでください**）。
- ②**4月3日（月）の消印までの申請が有効です**。4月3日以降の消印の申請は受け付けられません。
- ③**郵便局窓口での郵便振替業務（受験手数料の払込み）は午後4時まで**ですので、注意してください。
- ④受験手数料の払込み時に郵便局から渡される「**払込金受領証（お客様用）**」は紛失しないように保管してください。当協会から領収書の発行はいたしません。
- ⑤同じ会社や学校で複数の受検申請者がいる場合でも、必ず各受検申請者で個別に簡易書留郵便として郵送してください。
- ⑥**当協会では、申請書類の到着確認はできません**。郵便局で渡される「書留・特定記録郵便物等受領証」に記載されている「お問い合わせ番号」により、日本郵便のホームページ等で各自確認してください。
- ⑦**受検申請書類の直接持参は受付できません**。また、宅配便等を利用した申込も受付できません。
- ⑧受検申請書類は一括同封して送付しないと、受検できないことがあります。
- ⑨受検申請書類に不備等（記入漏れ、誤記等）があった場合には、受検できないことがあります。
- ⑩受検資格のない受検申請者、書類不備等により受検できない受検申請者には、受験手数料から試験事務手数料を差し引いた金額を、現金書留で**受検申請者が指定した郵便物送付先住所に送付**します。
- ⑪提出書類は返却いたしません。

(2) 実地試験について

学科試験の合格発表の際に、合格者と学科免除受検者の郵便物送付先住所に、実地試験日と試験会場の案内（以下、実施通知）及び実地試験受験手数料の郵便振替払込用紙を送付しますので、支払い手続きをしてください。実地試験は、支払いの手続きをもって申込が完了します。**振込期限（実施通知に記載）までに振込のない場合や、期限を過ぎて振込んだ場合は、受検することができません**。受験手数料の払込み時に郵便局から渡される「**払込金受領証（お客様用）**」は紛失しないように保管してください。当協会から領収書の発行はいたしません。

(3) 受検票等の送付について

- 1) 学科試験 平成 29 年 5 月 29 日（月）送付予定（※1 平成 29 年 6 月 5 日（月））
 - 2) 実技試験 平成 29 年 8 月上旬送付予定（※2 平成 29 年 8 月 7 日（月））
- 上記「※1」、「※2」までに受検票がお手元に届かない場合は、必ず当協会へ連絡してください。

7. 住所変更等について

郵便物送付先住所、氏名、本籍等に変更がある場合には最終頁（45頁）の用紙をコピーし、必要事項を記入の上、送付してください。

なお、**氏名、本籍の変更の場合には戸籍抄本を同封し、簡易書留郵便にて送付**してください。住所変更は郵便物送付先住所を変更する場合のみ届出が必要です。

8. 受験地変更について

受験地の変更は、できません。ただし、転勤・住所変更等のやむを得ない理由で変更を希望する場合は、最終頁（45頁）の変更届を用いて**学科試験は平成29年6月5日（月）（必着）まで、実地試験は平成29年8月14日（月）（必着）までに**以下の①～③を簡易書留郵便または事前に試験部に電話連絡の上、FAXで送付してください。**上記期日以降の変更は認めません**ので、十分注意してください。

①変更届

②受検票のコピー（到着していない場合は不要です）

③変更理由の証明となるもの（転勤辞令等の写し、転居先の住民票等）

なお、試験会場の都合により変更が不可能な場合もあります。変更が認められた受検者には、当協会から連絡いたします。

9. 受検の取り消しについて

学科試験は平成29年6月5日（月）（必着）まで、実地試験は平成29年8月14日（月）（必着）までに文書による受検辞退の届出があった場合のみ、受検の取り消しができます。受検の取り消しを希望する場合は、当協会にご連絡ください。手続き方法を案内します。

届出を受理した場合、受験手数料から試験事務手数料を差し引いた金額を現金書留にて郵便物送付先住所に返還します。**上記の期限を過ぎて受検を取り消す場合は「欠席」扱いとなり、受験手数料の返還はありません**。なお、届出が受理された後は、その届出を撤回して受検することはできませんので、ご注意ください。

10. 学科試験当日の注意

試験当日持参すべきものをもう一度よく確かめて遅刻などのないよう早めに試験場に来場してください（あらかじめ交通機関、経路、所要時間等を調べておいてください）。

なお、協会から指定した場合以外試験場及びその付近には駐車できません。また、駐車違反等の呼び出しで試験室を離れると再入室はできません。

(1) 持参するもの

- 1) 受検票 (受検票を忘れることのないよう自宅を出る前にもう一度よく確かめてください。)
- 2) 筆記具 (黒鉛筆 (HB、B) 又はシャープペンシル、プラスチック消しゴム)
※マークシートと記述式用紙にボールペンは使用できません。
- 3) 写真付きの身分証明書 (運転免許証等)

(2) 試験場における注意

- 1) 試験当日は、9時00分までに来場し、受検票の番号によって指定された試験室に入室し、その番号の席につき、受検票を机の上に置いてください。
- 2) 受検票を紛失された方は、必ず受付で再発行の手続きをしてください。
なお、再発行を受ける際には、写真付きの身分証明書 (運転免許証等) を提示してください。再発行された受検票は、試験が終わった後も大切に保管してください。
- 3) 喫煙は、指定の場所以外のところでは厳禁です。
- 4) 試験室では、携帯電話の使用はできません。電源を切り、しまっておいてください。
- 5) 試験室では、試験監督者の指示に従ってください。
- 6) 試験開始30分経過後 (30分以上遅刻) の者は受検できません。
- 7) 試験開始後30分以内 (試験 (択一式) では1時間以内) 及び試験終了前10分間は退出できません。
- 8) 不正行為があった場合及び試験監督者の指示に従わない場合は退場させます。
- 9) 試験問題は、試験終了時刻まで在席した方のうち、希望者は持ち帰ることができます。
なお、**試験問題と択一式の解答は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表されます。**

(3) 試験中止について

大規模災害等により試験を中止又は試験期間の繰り下げ等を行う場合は、当協会のホームページでお知らせします。

11. 実地試験当日の注意

試験当日の集合時刻を、実施通知でもう一度よく確かめて遅刻などのないよう早めに試験場に来場してください (あらかじめ交通機関、経路、所要時間等を調べておいてください)。

(1) 持参するもの

- 1) 受検票 (忘れることのないよう、自宅を出る前にもう一度よく確かめてください)
- 2) 写真付きの身分証明書 (運転免許証等)
- 3) ヘルメット、作業服、安全靴 (スニーカータイプのもので可)

(2) 試験場における注意

- 1) 試験当日は、実施通知に指定された集合時刻までに来場し、受付を済ませてください。同一の会社で複数の受検者がいる場合でも、全員の試験日時が同じとは限らないので、必ず確認してください。
- 2) 受検票を紛失した場合は、必ず受付で仮受検票発行の手続きをしてください。仮受検票の発行を受ける際には、写真付きの身分証明書 (運転免許証等) を提示してください。仮受検票は、試験が終わった後も大切に保管してください。
- 3) 試験場でも他の注意事項の説明がありますので、それに従ってください。

(3) 試験中止や延期について

雨天でも試験は実施します。ただし、大規模災害や大きな被害が予想される台風等により試験の中止又は延期等を行う場合は、当協会のホームページでお知らせします。

12. 合格発表及び通知

(1) 合格発表予定

- 1) 学科試験 平成29年8月2日(水) (予定)
(発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします)
- 2) 実地試験 平成29年11月17日(金) (予定)
(発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします)

3) 合格発表の場所

下記の場所に合格者の受検番号を掲示します。

- ① 一般社団法人 日本建設機械施工協会本部及び各支部
- ② 国土交通省 (各地方整備局、北海道開発局)
- ③ 内閣府沖縄総合事務局
- ④ 一般社団法人沖縄しまたて協会
- ⑤ 一般社団法人 日本建設機械施工協会ホームページ <http://www.jcmanet.or.jp/shiken/>

(2) 合否の通知 (合格発表日より数日しても通知が届かない場合は、当協会へご連絡ください。)

- 1) 学科試験の合格者に対しては、当協会から本人あてに合格通知書と実地試験 (実技試験) の日時、場所等を記入した案内を送付します。また、不合格者に対しても、その旨本人あてに通知します。**欠席者には通知しません。**
- 2) 実地試験の合格者については、平成29年11月17日 (予定) に合格者が官報で公告 (受検番号のみ) されるとともに、当協会から本人あてに合格通知書を送付する予定です。また、不合格者に対しても、本人あてに通知する予定です。**欠席者には通知しません。**

(3) 合否の問合せ

合否については本人への通知及び当協会のホームページに掲載 (合格者の受検番号) します。**合否の問合せ及び採点内容に関する問合せには一切応じられません。**

13. 技術検定の合格証明書交付申請手続

1級建設機械施工技術検定試験の実地試験の合格者は、技術検定の合格証明書交付申請手続が必要です。

この申請は、合格通知書右側の交付手数料納付書に**収入印紙2,200円** (割印しないでください。) を貼り、受検番号、氏名、本籍地、生年月日に誤りがないか確認し、提出期限までに**簡易書留郵便**で、指定された送付先に郵送してください。**12月下旬までに本人あてに「1級技術検定合格証明書」が送付される予定です。**合格証明書はB5サイズの書面で、国土交通大臣から交付されます。

14. 合格者の称号及び処遇等

この試験に合格すると、次のような資格が得られます。(国土交通省関係)

- 1) 所定の手続きにより、国土交通大臣から「1級(建設機械施工)技術検定合格証明書」が交付され、「1級建設機械施工技士」の国家資格が得られます。
- 2) 建設業法に基づく建設業の許可及び主任技術者に就くために必要な有資格者になることができます。ただし、対象となる業種は、土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業となっています。
 - ① 1級建設機械施工技士は、請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、4,000万円以上の下請契約を締結することができる「特定建設業」の許可を得る場合に、営業所ごとに置く専任の技術者になれます。
 - ② また、「一般建設業」の許可を得る場合に必要営業所ごとの専任の技術者になれます。
 - ③ 1級建設機械施工技士は、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるため、工事現場ごとに設置される主任技術者又は監理技術者になれます。
 - ④ さらに、特定建設業者として直接受注した建設工事で、4,000万円以上の下請契約を締結して施工する場合で工事現場に必要な監理技術者になれます。
 - ⑤ また、公共性のある工作物に関する重要な工事で一定金額以上の工事現場においては専任の主任技術者又は監理技術者になれます。
- 3) これ以外にも18.参考(42頁)にあるような資格が得られます。

15. 不正行為に対する受検禁止措置

不正の手段による受検については、合格の取消し又はその受検を禁止することとなります。また、その処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて受検を禁止されることがあります。

1 級

16. 申込書類の作成方法

(記入例)

書類名		No	一般受検者	頁	学科再受検者	学科免除受検者	頁
A票	1級技術検定受検申請書	①	○	27	○	○	31
	履歴票	②	○	27	○	○	31
	履歴票	③	○	27	×	×	×
	実務経験証明書	④	○	28	×	×	×
	1級技術検定合格証明書交付申請書	⑤	○	28	○	○	32
B票	指導監督的実務経験証明書	⑥	受検資格区分(イ)(ロ)(ニ): ○	29	×	×	×
	専任の監理技術者のもとにおける2年以上の実務経験証明書	⑦	受検資格区分(ニ): ○	29 30	×	×	×
	専任の主任技術者としての実務経験証明書	⑧	受検資格区分(ハ): ○	30	×	×	×
C票	コンピュータ入力票「一般受検者」用	⑨	○	35,36	×	×	×
D票	コンピュータ入力票「学科再受検者」「学科免除受検者」用	⑩	×	×	○	○	37,38
	写真票 裏	⑪	○	39	○	○	39
	写真票 表	⑫	○	39	○	○	39
	郵便振替払込受付証明書貼付欄	⑬	○ (証明書貼付)	39	○ (証明書貼付)	×	×

- 注) 1. ○: 提出書類に記入・貼付等の必要あり ×: 記入・貼付は不要
 2. 上表は、11~12頁の表と同じ意味の表です。No①~⑬は次頁以降の記入例に対応しています。
 3. ⑥、⑦、⑧は、受検申請者(一般受検者)の受検資格区分に応じて記入してください。
受検資格区分(ニ)は⑥と⑦の両方を記入してください。
 ・⑥を記入: 受検資格区分(イ)(ロ)(ニ)
 ・⑦を記入: 受検資格区分(ニ)
 ・⑧を記入: 受検資格区分(ハ)

誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

「一般受検者」(3～8頁参照)の申込書類の作成方法(①～④の記入例)

- ・ 年齢は **平成29年3月31日現在** で計算してください。
- ・ 実務経験年数は **平成29年3月31日現在** で計算してください。平成29年3月31日現在の実務経験で経験年数が足りない場合、学科試験前日までの実務経験年数を加算すると受検資格を満たす方は **平成29年6月17日現在** で計算してください。
- ・ 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください(鉛筆及び消せる筆記具は使用不可)。
- ・ 提出には、必ず同封の専用封筒を使用してください。なお、この場合封筒にも受験地名、差出人の住所、受検申請者の氏名をご記入してください。
- ・ 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

全受検者が記入

建設法第7条第2号ハで定めている国土交通大臣が認定する資格(2級の資格)を取得し、それを受検資格とする方は記入してください。

学科の希望受験地を記入してください。

氏名、本籍、生年月日、現住所は住民票に記載されているとおりに記入してください。郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名まで正確に記入してください。

勤務先は、現在所属している部署名まで記入してください。

最終学歴と一昨前の学歴を記入してください。

高校以上(専門学歴を含む)の最終学歴については卒業証明書の添付が必要です。

29 1級

① **1級技術検定受検申請書**

1級の技術検定を受けたので、関係書類を添付して申請します。

② **履歴票**

③ **A票**

年齢は平成29年3月31日現在で記入してください。

2級建設機械施工工技士合格者は記入してください。合格証明書を添付してください。

受検資格に直接関係ある学歴及び資格については、**卒業証明書及び合格証明書(写)を必ず添付**してください。同じ年数になります。**平成29年3月31日現在** 実務経験年数は **平成29年3月31日現在** で記入してください。

- ① 申込日
- 実地試験は、2つの操作用施工法(実技試験)と組合せ施工法(記述式試験)を受検することになります。
- ② 2級合格者ではない場合は希望の操作施工法2つを選んでください。
- ③ **2級合格者は、該当する2級合格欄に○印(1つの種類の合格者は○を1つ、2つの種類の合格者は○を2つ)を記入してください。2級で1つの種類の合格者は、その種類以外の操作施工法1つを選んで○で囲んでください。2級で2つの種類の合格者は、実技試験(操作施工法)は免除となります。**

2級合格者は、該当する2級合格欄に○印(1つの種類の合格者は○を1つ、2つの種類の合格者は○を2つ)を記入してください。2級で1つの種類の合格者は、その種類以外の操作施工法1つを選んで○で囲んでください。2級で2つの種類の合格者は、実技試験(操作施工法)は免除となります。

全受検者が記入

1級技術検定実務経験証明書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

④ **A票**

証明印は、会社印(組織印)及び代表者印(公印)を押印してください。

自営の方は、会社印なしと、余白に朱書きし、氏名を記入し、私印を押印してください。

実務経験年数については **平成29年3月31日現在** で記入してください。

受検者本人が手書きで署名し、捺印してください。

日付は記入の必要ありません。

【一般受検者】
A票を書き終えたらB票(29～30頁)に進んでください。

④ **現在勤務している会社の事業主の証明が必要**です。前の会社の経歴は、現在の会社で証明が得られれば結構です。

書類作成日

2級建設機械施工技術検定資格取得以前の**実務経験**も記入してください。

全受検者が記入

⑤ **1級技術検定合格証明書交付申請書**

1級の技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※平成29年3月31日現在の**実務経験**で経験年数が足りない場合、**学科試験前日**までの**実務経験年数**を加算すると**受検資格を満たす**方は **平成29年6月17日現在** で計算し、No9の欄に**実務経験年数**を記入してください。

国土交通省 地方整備局局長 殿
北海道開発局局長 殿
内閣府 沖縄総合事務局局長 殿
本籍 神奈川 郡・道
〒123-0011 横濱市港北区山本町1-2
現住所 神奈川 郡・道
〒123-0011 横濱市港北区山本町1-2
生年月日 平成29年3月5日
技術検定の種目 建設機械施工



前ページから続きます

一般受検者の受検資格区分に応じたB票の記入箇所

受検資格区分	B票⑥	B票⑦	B票⑧
(イ)	必ず記入	—	—
(ロ)	—	必ず記入	—
(ハ)	—	—	必ず記入
(ニ)	必ず記入	必ず記入	—

指導監督的実務経験欄には、④欄に記入した実務経験のうち、工事の技術面を総合的に指導・監督した「指導監督的実務経験」(14頁)について、直近ものを記入してください。指導監督的実務経験が工事1件で受検に必要な年数(1年)を満たさない場合には、必要年数が確保できる件数を記入してください。

実務経験年数については、平成29年3月31日現在で計算して記入ください。

6 指導監督的実務経験証明書

④の実務経験のうち、指導監督的実務経験内容(通算で1年以上が必要)

No	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期等 年月～年月(年月)	請負金額	指導監督的実務経験の内容 工事種別 工事内容	年数 年	ヶ月
1	(株)甲建設	工事課	単道〇〇号調車工事	△△建設所	27.5～27.10 (8ヶ月)	80,000千円	道路工事 ローラ施工	0	8ヶ月
2	(株)甲建設	工事課	元請け工事主任として、踏盤施工の工程管理、路盤材料の品質・出来形管理及び作業員への指導(安全管理)等の業務に従事	〇〇建設所	28.4～28.9 (6ヶ月)	60,000千円	道路工事 ショベル施工 現場代理人	0	6ヶ月
3	(株)甲建設	工事課	〇町1号改良工事	〇町			道路工事 ショベル施工 現場代理人		
4			具体的内容：道路工事(〇〇建設受注)の一次下請けの現場代理人として、土砂運搬・締固め工の計画書作成と盛土の品質管理に従事						
5			具体的内容：						

合計 平成29年3月末日までの建設機械施工に関する実務経験年数(No1～No4)の合計を記入してください。
No1～No4の合計年数で受検資格を満たす方は、予定月数を記入してください。
平成29年4月1日～6月17日の実務経験年数を加算すると受検資格を満たす方は、予定月数を記入してください。
No1～No4の合計年数で受検資格を満たす方は、下表のNo5は記入しないでください。

No	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期等 年月～年月(年月)	請負金額	指導監督的実務経験の内容 工事種別 工事内容	年数 年	ヶ月
1								1	2ヶ月

誓約欄 この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。
田中賢司 (印を押す)

民間の発注の工事でもかまいません。

「具体的内容」の欄には、指導監督的実務経験として欄に記入した工事における自分の業務の内容(施工管理、品質管理、安全管理等に関する具体的内容)を記入してください。

この用紙で書ききれないときは、この様式に従い別の紙に記入し、別紙にも証明者の印が必要になります。

27頁③のaには、この年月数を記入します。

受検者本人が署名・捺印してください。

※平成29年3月31日現在の実務経験で経験年数が足りない場合、学科試験前日までの実務経験年数を加算すると受検資格を満たす方は、平成29年6月17日現在で計算し、No5の欄に実務経験年数を記入してください。

B票

7

「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験(15頁)の基準を満たす工事」(15頁)の基準を記入。

※平成29年3月31日現在の実務経験で経験年数が足りない場合、学科試験前日までの実務経験年数を加算すると受検資格を満たす方は、平成29年6月17日現在で計算し、No5の欄に実務経験年数を記入してください。

7 専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験証明書

④の実務経験のうち専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験内容(⑥に記入した指導監督的実務経験を除く)

No	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期等 年月～年月(年月)	請負金額	工事種別	工事内容	専任の監理技術者 氏名 資格証番号	実務経験年数 年	ヶ月
1	(株)甲建設	工事課	国道1号改良工事	〇〇建設所	23.10～24.9 (11ヶ月)	250,000千円	道路工事	ショベル施工	青山太郎 △△△	0	11ヶ月
2	(株)甲建設	工事課	〇〇道路整備工事	〇〇建設所	25.4～26.4 (1年1ヶ月)	180,000千円	道路工事	ローラ施工	港次郎 □□□	1	1ヶ月
3			具体的内容：								
4			具体的内容：								

合計 平成29年3月末日までの建設機械施工に関する実務経験年数(No1～No4)の合計を記入してください。
No1～No4の合計年数で受検資格を満たす方は、下表のNo5は記入しないでください。

No	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期等 年月～年月(年月)	請負金額	工事種別	工事内容	専任の監理技術者 氏名 資格証番号	実務経験年数 年	ヶ月
1										2	0ヶ月

誓約欄 この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。
田中賢司 (印を押す)

※⑥に記入の受検者は全員、以下の2点の提出が必要(手引11、12頁)
・工事契約書の写し(手引10頁、16頁)(請負金額については手引8頁の注5、注8を参照)
・指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格証の写し(手引10頁、16頁)

実務経験年数については、平成29年3月31日現在で計算して記入してください。

27頁③のbには、この年月数を記入します。

受検者本人が署名・捺印してください。

B票

8

「専任の主任技術者としての実務経験(14頁)の基準を満たす工事を記入。

「専任の主任技術者としての実務経験」を記入してください。「具体的内容」の欄には、その工事における自分の業務内容(施工管理、品質管理、安全管理等に関する具体的な内容)を記入してください。

実務経験年数については、平成29年3月31日現在で計算して記入ください。

8 専任の主任技術者としての実務経験証明書(1年(365日)以上)

④の実務経験のうち専任の主任技術者としての実務経験内容(通算で1年(365日)以上が必要)

No	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期等 年月～年月(年月)	請負金額	工事種別	工事内容	専任の主任技術者としての実務経験内容 工事種別 工事内容	年数 年	ヶ月
1	(株)甲建設	工事課	踏盤修繕工事	△△町	27.5～27.10 (6ヶ月)	80,000千円	道路工事	ローラ施工	主任技術者	0	6ヶ月
2	(株)甲建設	工事課	元請け主任技術者として、交通規制計画及び交通安全計画の作成、修繕施工の工程管理、作業員への技術的指導等の業務に従事	△△建設所	28.4～28.9 (6ヶ月)	90,000千円	道路工事	ショベル施工	主任技術者	0	6ヶ月
3			具体的内容：								
4			具体的内容：								

合計 平成29年3月末日までの建設機械施工に関する実務経験年数(No1～No4)の合計を記入してください。
No1～No4の合計年数で受検資格を満たす方は、下表のNo5は記入しないでください。

No	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期等 年月～年月(年月)	請負金額	工事種別	工事内容	専任の主任技術者としての実務経験内容 工事種別 工事内容	年数 年	ヶ月
1										1	0ヶ月

誓約欄 この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。
田中賢司 (印を押す)

※⑧に記入の受検者は全員、以下の2点の提出が必要(手引11、12頁)
・工事契約書の写し(手引10頁、15頁)(請負金額については手引5頁を参照)
・上記の契約書の工事に専任の主任技術者として使事したことが確認できる書類の写し(手引10頁、15頁)

専任の主任技術者としての実務経験(14頁)を1年以上記入してください。

27頁③のcには、この年月数を記入します。

受検者本人が署名・捺印してください。

※平成29年3月31日現在の実務経験で経験年数が足りない場合、学科試験前日までの実務経験年数を加算すると受検資格を満たす方は、平成29年6月17日現在で計算し、No5の欄に実務経験年数を記入してください。

【一般受検者】
B票を書き終えたらC票(35～36頁)に進んでください。

「学科再受検者」・「学科免除受検者」(9頁参照)の申込書類の作成方法(①②⑤のみの記入例)

- ・ 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください(鉛筆及び消せる筆記具は使用不可)。
- ・ 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

「学科再受検者」・「学科免除受検者」は該当する過去受検年度に○を付け、過去の受検番号を記入してください。「一般受検者」は、記入する必要がありません。

勤務先は、現在所属している部課名まで記入してください。

氏名、本籍、生年月日は住民票に記載されているとおりに記入してください。郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名まで正確に記入してください。

学科再受検者は学科の希望受験地を記入してください。

学科免除受検者は記述式(A)の希望受験地を記入してください。

29 1級

1 級技術検定受検申請書

1級の技術検定を受けたので、関係書類を添付して申請します。
平成29年4月1日
一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

氏名 **田中 賢司**

トラクター系建設機械作務工法	<input type="radio"/>
ショベル系建設機械作務工法	<input type="radio"/>
バックホウ系建設機械作務工法	<input type="radio"/>
掘削機系建設機械作務工法	<input type="radio"/>
基礎工事系建設機械作務工法	<input type="radio"/>
建設機械組合せ施工法	<input type="radio"/>

東京 秩父

履歴票

過去3年の受検番号(該当者のみ記入) 学科希望地
H28 H29 H30 120567 東京
フリガナ 田中 賢司 生年月日 平成29年10月5日生 本籍 神奈川県
フリガナ ナカガキ ケン 56年10月5日生 平成(昭38年5ヶ月) 神奈川府
フリガナ ナカガキ ケン 56年10月5日生 平成(昭38年5ヶ月) 神奈川府

〒123-0011 東京都港区北區山手町1-2
神奈川府 横浜市港北区山手町1-2
(〒105-0001) 東京都港区芝公園3-5-8
東京 港区 土木部工事課 (TEL 03-3433-1574)

受検資格に直接関係のある最終卒業及びその一つ前の学歴

名称	学年	月	日	種	号
2級建設機械施工技術検定	平成	年	月	第	号

受検資格に直接関係のある試験・免許

名称	学年	月	日	種	号
5 うち 指導監督的実務経験	年	年	年	年	年
5 うち 専任の主任技術者実務経験	年	年	年	年	年

受検年度に該当する実務経験年数

1 級技術検定実務経歴証明書

下記の受検申請者の実務経歴の内容は、下記のとおりであることを証明します。

④ 一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

証明者 会社名
所在地 所在地
職名 職名
氏名 氏名

No	勤務先名	勤務先所在地	現住所	生年月日	昭和	平成	年	月	日	証明者との関係	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
合計	平成29年3月末までの建設機械施工に関する実務経験年数(No1~No8)の合計を記入してください。 No1~No8の合計年数で受験資格を満たす方は、下表のNo9は記入しないでください。										
平成29年4月1日~6月17日の実務経験年数を加算すると受験資格を満たす方は、予定月数を記入してください。											
No	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容	在職期間中の受検種目	在職期間中の受検種目に関する実務経験	在職期間中の受検種目	在職期間中の受検種目	在職期間中の受検種目	在職期間中の受検種目	在職期間中の受検種目
9											

⑤ 1 級技術検定合格証明書交付申請書

1 級の技術検定合格証明書の交付を受けたので、関係書類を添付して申請します。

国土交通省 地方整備局局長
北海道開発局局長
内閣府 沖縄総合事務局長

フリガナ 田中 賢司
氏名 田中 賢司

本籍 神奈川県 神奈川府 神奈川府
(〒123-0011) 神奈川県 横浜市港北区山手町1-2 (TEL 045-222-1234)

現住所 神奈川県 横浜市港北区山手町1-2
生年月日 平成29年10月5日生

技術検定の種目 建設機械施工

① 申込日

実地試験は、2つの操作施工法(実技試験)と組合せ施工法(記述式試験)を受験することになります。希望の操作施工法2つを選んで○で囲んでください。

2級合格者は、該当する2級合格欄に○印(1つの種別の合格者は○を1つ、2つの種別の合格者は○を2つ)を記入してください。2級で1つの種別の合格者は、その種別以外の操作施工法1つを選んで○で囲んでください。2級で2つの種別の合格者は、実技試験(操作施工法)は免除となります。

④

記入の必要はありません

全受検者が記入

※この交付申請書は、合格者が国土交通大臣あての申請時に使用するもので、あらかじめ記入していただくものです。

⑤

※裏面にも記入箇所があります。(一般受検者は必ず記入)

A票の③、④・B票の⑥~⑧は、記入の必要はありません。

【学科再受検者】
【学科免除受検者】
A票 (①②⑤) を書き終えたらD票 (37~38頁) に進んでください。
(B票：記入不要)

「学科再受検者」・「学科免除受検者」(9頁参照)の申込書類の作成方法

- 「学科再受検者」・「学科免除受検者」は、B票(⑥、⑦、⑧)に記入する必要はありません。

29 1級

B票

⑥ 指導監督的実務経験証明書

④の実務経験のうち指導監督的実務経験内容(通算で1年以上が必要)

No	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期等 年月～年月(年月)	請負金額	指導監督的実務経験の内容 工事種別 工事内容 地位・職名	指導監督的実務経験年数 年 月
あなたが担当した業務の具体的な内容(施工管理・品質管理・安全管理等の具体的内容)								
1								年 月
具体的な内容:								
2								年 月
具体的な内容:								
3								年 月
具体的な内容:								
4								年 月
具体的な内容:								
合計					平成29年3月末までの建設機械施工に関する実務経験年数(No1～No4)の合計を記入してください。 No1～No4の合計年数で受検資格を満たす方は、下表のNo5は記入しないでください。			年 月
平成29年4月1日～6月17日の実務経験年数を加算すると受検資格を満たす方は、予定月数を記入してください。								
No	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期等 年月～年月(年月)	請負金額	指導監督的実務経験の内容 工事種別 工事内容 地位・職名	指導監督的実務経験年数 年 月
5								年 月

誓約欄 この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。 (印)を押す

記入の必要はありません

7

⑦ 専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験証明書

④の実務経験のうち専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験内容(⑥に記入した指導監督的実務経験を除く)

No	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期等 年月～年月(年月)	請負金額	工事種別 工事内容	専任の監理技術者 氏名 資格者証番号	実務経験年数 年 月
あなたが担当した業務の具体的な内容(施工管理・品質管理・安全管理等の具体的内容)									
1									年 月
具体的な内容:									
2									年 月
具体的な内容:									
3									年 月
具体的な内容:									
4									年 月
具体的な内容:									
合計					平成29年3月末までの建設機械施工に関する実務経験年数(No1～No4)の合計を記入してください。 No1～No4の合計年数で受検資格を満たす方は、下表のNo5は記入しないでください。				
平成29年4月1日～6月17日の実務経験年数を加算すると受検資格を満たす方は、予定月数を記入してください。									
No	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期等 年月～年月(年月)	請負金額	工事種別 工事内容	専任の監理技術者 氏名 資格者証番号	実務経験年数 年 月
5									年 月

誓約欄 この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。 (印)を押す

記入の必要はありません

8

⑧ 専任の主任技術者としての実務経験証明書(1年(365日)以上)

④の実務経験のうち専任の主任技術者としての実務経験内容(通算で1年(365日)以上が必要)

No	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期等 年月～年月(年月)	請負金額	専任の主任技術者としての 実務経験の内容 工事種別 工事内容 地位・職名	年数 年 月
あなたが担当した業務の具体的な内容(施工管理・品質管理・安全管理等の具体的内容)								
1								年 月
具体的な内容:								
2								年 月
具体的な内容:								
3								年 月
具体的な内容:								
4								年 月
具体的な内容:								
合計					平成29年3月末までの建設機械施工に関する実務経験年数(No1～No4)の合計を記入してください。 No1～No4の合計年数で受検資格を満たす方は、下表のNo5は記入しないでください。			
平成29年4月1日～6月17日の実務経験年数を加算すると受検資格を満たす方は、予定月数を記入してください。								
No	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期等 年月～年月(年月)	請負金額	専任の主任技術者としての 実務経験の内容 工事種別 工事内容 地位・職名	年数 年 月
5								年 月

誓約欄 この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。 (印)を押す

記入の必要はありません

- ※⑧に記入の受検者は全員、以下の2点の提出が必要(手引11、12頁)
- ・工事契約書の写し(手引10頁、15頁)(請負金額については手引5頁を参照)
- ・上記の契約書の工事主任技術者として従事したことが確認できる書類の写し(手引10頁、15頁)

【学科再受検者】
【学科免除受検者】
B票は記入不要です。D
票(37～38頁)に進んでく
ださい。

「一般受検者」(3~8頁参照)の申込書類の作成方法(⑨)の記入例

(「一般受検者」の方は、D票(裏面)を記入しないでください。)

- ・ 内は、必ず記入してください。
- ・ 内は、該当する方が、記入してください。
- ・ 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください(鉛筆及び消せる筆記具は使用不可)。
- ・ 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

「一般受検者」の全受検者が記入

1級では実技試験は、2つの試験科目を受検します。ただし、2級で合格している、種別の試験科目は実技試験を免除されます。記載例は、すでに2級を第2種(シヨベル系)で合格している受検者を例として記載しています。この例の記載の方法は、2級合格者の欄の「2(第2種)」を○で囲み、今回の実技試験は第3種の試験科目を受検するものとして「3」を○囲みしてあります。2級を取得していない受検者は実技試験の受検種別について2つの試験科目選択し○で囲んでください。

⑨

⑨29 1級 コンピュータ入力票

一般社団法人 日本建設機械施工協会 会長 殿

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 神奈川府 都庁 14

TEL. 090-0000-XXXX FAX. 03-3433-0401

TEL. 03-3433-1574

C票 「一般受検者」用

平成 29 年 04 月 01 日 申込日

希望する学科受験地の番号に○を付けてください。

希望する実技受験地の番号に○を付けてください。(2つの種別の2級合格者で、実技試験が免除される場合でも最寄の受験地の番号に○を付ける。)

2級合格者は、該当番号に○を付けて合格年、合格番号を記入してください。

勤務先を記入する場合、株式会社一(株)、有限会社一(有)、会社名の後に内を付けてください。

氏名は記入しないでください。

下記の注)を参照してください。

最終学歴とその学科名(高校以上)を記入してください。学科コード番号は別冊「指定学科・専修学校等一覧」を参照してください。

指定学科以外の方は記入の必要はありません。

従事した機械種目を記入してください。

従事した作業内容を記入してください。

その他に該当する方は、具体的に記入してください。

現在の勤務先に該当するものを記入してください。

必ず手書きで記入してください。

1級建設機械施工技術検定受検申込書

標記の検定を受検したいので下記のとおり申込みます。

整理番号	1700
氏名	田中 賢司
通称名	
性別	男
生年	56
年月	10/05
本籍地	神奈川県
都道府県	14 神奈川県
本人と連絡のとれる(携帯)電話/FAX	TEL. 090-0000-XXXX FAX. 03-3433-0401
2級合格内容	第1種合格年、番号 平成21年 第2種合格年、番号 第3種合格年、番号
郵便物送付先住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 (株) 甲建設内
実務経験年数	建設機械施工に関して 17年00月00日
2級建設機械施工技術検定資格取得後の経験年数	06年03月
最終学歴	1. 大学 2. 短大、高等専門学校(6年制) 3. 専門学校(5-6年制) 4. 中学校 5. 専門学校(高度専門士) 6. 専門学校(専門士) 7. 専門学校(その他) 8. その他
最終学歴の最終学歴で8を選んだ人は最終学歴の一つ前の学校・学科を書いて下さい。	3 3 0 0 月 0 月 (学科コード番号は別冊「指定学科・専修学校等一覧」を参照)
機械種目	1. トラクター系建設機械 2. その他
作業内容	1. 基礎工事 2. 掘削工事 3. 掘削機管理 4. 掘削機管理 5. 掘削機管理 6. 掘削機管理 7. 掘削機管理
現在勤務先	〒 都・道 府・県
勤務先名	TEL. - -
種別	04
警約	上記記載の内容が事実及び技術検定実務経験証明書の内容と相違がある場合には、合格を取り消されるも異存のないことを誓約します。

- 氏名は住民票に記載されているとおり記入してください。
- 該当する番号に○を付けてください。
- 一桁の数字の場合、0(ゼロ)+数字、記入例のように記入してください。
- 左欄の都道府県コードから該当のコードを記入してください。
- 受検票等郵便物が必ず到着する住所を記入してください。
- 同居先名、アパート名、室番号、会社名、郵便番号まで正確に記入してください。
- 郵便物を受け取ることができず、住所記載されている住所と同一である必要はありません。
- 最終学歴、実務経験年数及び実務経験の内容は、受検資格に直接関係します。正確に記入してください。
- 最終学歴が、中学校の方は中学校の名称を記入してください。
- 該当する番号に○を付けてください。
- 「郵便物送付先住所」が自宅等の場合は、この欄に勤務先の郵便番号・所在地・勤務先名・電話番号を記入してください。

注) 以下は、上記⑨から「実務経験年数欄」のみを抜粋したものです。

受検資格区分(イ)または(ロ)で受検する場合の記入例

建設機械施工に関してこれまでの経験年数	17年00月00日
2級建設機械施工技術検定資格取得後の経験年数	06年03月

受検資格区分(ハ)で受検する場合の記入例

建設機械施工に関してこれまでの経験年数	17年00月00日
2級建設機械施工技術検定資格取得後の経験年数	06年03月

受検資格区分(ニ)で受検する場合の記入例

建設機械施工に関してこれまでの経験年数	17年00月00日
2級建設機械施工技術検定資格取得後の経験年数	06年03月

「1」に○をつけ、指導監督実務経験年数(B票の⑥の合計年数)をその右に記入してください。

「3」に○をつけ、専任の主任技術者としての実務経験年数(B票の⑧の合計年数)をその右に記入してください。

「1」と「2」に○をつけてください。指導監督実務経験年数(B票の⑥の合計年数)を「1」の右に記入してください。専任の主任技術者の指導のもとにおける実務経験年数(B票の⑦の合計年数)を「2」の右に記入してください。

2級の資格を取得している場合は、資格取得後の実務経験年数を記入し、「1」に○をつけ、資格取得後の指導監督実務経験年数をその右に記入してください。

2級の資格を取得している場合は、資格取得後の実務経験年数を記入し、「3」に○をつけ、資格取得後の専任の主任技術者としての実務経験年数をその右に記入してください。

2級の資格を取得している場合は、資格取得後の実務経験年数を記入し、「1」と「2」に○をつけ、資格取得後の指導監督実務経験年数を「1」の右に、資格取得後専任の主任技術者の指導のもとにおける実務経験年数を「2」の右に記入してください。

【一般受検者】
C票を書き終えたら写真票(39頁)に進んでください。

「一般受検者」・「学科再受検者」・「学科免除受検者」(3～9頁参照)の 申込書類の作成方法(⑪～⑬の記入例)

- ・ 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんで、受検申請者自身が正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください(鉛筆及び消せる筆記具は使用不可)。
- ・ 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

⑬ 「郵便振替払込受付証明書」を貼付ください。
 ・ATMで払込んだ場合は、「ご利用明細票」の**原本**を貼付してください。明細票の**コピーを必ず取って保管**してください。
 ・「学科免除受検者」は、貼付不要(学科受験手数料の払込不要)です。
 記入例は、払込受付証明書を貼付した状態です。

⑫ ここに**貼付された写真を合格証に転写**します。
 左に書かれている条件をご確認の上、貼付ください。
 それ以外のものは、認めませんのでご注意ください。

必ず受検者本人が、手書きで記入してください。

⑪ 実地試験で希望する操作施工法の受検科目を○で囲んでください。また、2級合格者は欄に○印を記入してください。
 この例は2級でシヨベル系に合格しており、1級の実地試験でモーター・グレーダー操作施工法の受検を希望する場合があります。

⑬ 29

学科希望受験地
東京

氏名
田中 賢司

受検番号
00170-5-71122

郵便振替払込受付証明書
(払込人→郵便局→払込人)

口座振替
00170-5-71122

加入者名
一般社団法人 日本建設機械工協会

金額
1101000

払込人住所氏名
〒123-0011 神奈川県横浜市港北区山本町1-2 田中 賢司

TEL. 045-222-1234

貼付用
芝公園
29.4.1

受検申込書

⑫ 29

2級合格者
シヨベル系

1級
タナカ ケンジ

平成29年度技術検定写真票

フリガナ
田中 賢司

氏名
田中 賢司

受検番号
290401

注) 必ず申請者本人が手書きで、ご署名ください。

出欠状況
区分
学 科 一 式
記 述 B
記 述 A
第 種
第 種

4.5cm
3.5cm

(29年4月1日撮影)

注) この大きき以外は無効。
※印は、記入しないこと。裏面にも記入箇所があります。

⑪ 裏

フリガナ
タナカ ケンジ

氏名
田中 賢司

本 籍
神奈川県

生年月日
昭和56年10月5日生(満35歳)

年 齢
平成

〒123-0011
神奈川県横浜市港北区山本町1-2
TEL. 045-222-1234

勤務先名
(株)甲建設

TEL. 03-3433-1574

〒105-0011
東京都港区芝公園3-5-8

受検者の氏名を必ず記入してください。

撮影日を必ず記入してください。(申請前6カ月以内)

学科試験受験手数料は10,100円です。

17. よくある質問

1級

- Q** 申込する際は、締切日必着ですか？それとも消印有効ですか？
A 締切日(4月3日(月))の消印有効です。(個人別の簡易書留で郵便局窓口より郵送してください。)
- Q** 住民票は、本籍地記載のものが必要ですか？
A 本籍地記載のものに限ります。コピーは不可です。
- Q** 住民票、卒業証明書、写真は、古いものでも良いですか？
A ・住民票は、取得後3ヶ月以内のものを用意してください。コピーは不可です。
 ・卒業証明書は、古いものでも結構です。ただしコピーは不可です。
 ・写真は、撮影後6ヶ月以内のパスポート用証明写真(4.5cm×3.5cm、カラー、フチなし)を用意してください。
- Q** 高校を卒業しています。実務経験は18年ありますので卒業証明書は要らないですか？
A 必要です。ご提出いただかないと受検資格がなくなります。
- Q** 専門学校を卒業しています。「高度専門士」等の資格の有無を知りたいのですが？
A 卒業した専門学校にお問合せください。
- Q** 卒業後、婚姻などによって姓が変更となったが、卒業証明書には旧姓が記載されています。
A 卒業証明書とともに、戸籍抄本もご提出ください。
- Q** 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどのような場合ですか？
A 訂正箇所は二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。
- Q** 「指導監督の実務経験」とは、具体的にどんな場合ですか？
A 指導監督の実務経験とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、設計監理者、施工監督などの立場で、部下・下請等に対して工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。また、発注者側の現場監督技術者等として総合的に指導・監督した経験も含みます。1年以上の指導監督の実務経験がない場合、1級は受検できません。
- Q** 専任の主任技術者としての実務経験で受検申込する際、該当しないのはどのような場合ですか？
A 専任の主任技術者の受検資格で申し込む方の大半が不備となっています。専任の主任技術者の受検資格で申請できる実務経験の対象となる工事は、次の①と②に該当する工事です。
- 「公共性のある工作物に関する重要な工事」
 (次の①、②の両方に該当すること)に配置された主任技術者のこと。
- ① 工事1件の請負代金額(元請、下請にかかわらず)
 * 3,500万円以上 (H28年5月31日までは2,500万円以上)
 * ただし、建築一式の場合は、7,000万円以上 (H28年5月31日までは5,000万円以上)
 - ② 工事の種類(次のいずれかに該当するもの)
 * 国・地方公共団体が発注した工作物の工事
 * 鉄道・道路・ダム・河川・港湾・上下水道等の公共的工作物の工事
 * 電気事業用施設・ガス事業用施設の工事
 * 学校・図書館・工場・病院・百貨店・事務所ビル等の公衆または不特定多数の人が使用する施設の工事(個人住宅の建築工事以外、ほとんどが該当します。)

Q 現在失業中です。「1級技術検定実務経験証明書」の証明書等はどのように行えばいいですか？
また、勤務先欄は、どのように記入すればいいですか？

A 原則、失業中の方の「1級技術検定実務経験証明書」は、実務経験証明書に記載された直近の勤務先による証明が必要です。勤務先欄は、「現在失業中」と記入してください。
その他不明の場合はお問合せください。

Q 人材派遣による実務経験は有効ですか？

A 労働者派遣法第4条において、「建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に直接従事した業務をいう。)」では労働者派遣事業を行ってはならないと規定されています。

Q 受検票はいつ発送されますか？

A 学科試験は平成29年5月29日(月)、実技試験は平成29年8月上旬予定です。なお、実技試験については、学科試験合格者に対し発送します。

Q 試験会場を知りたいのですが？

A 学科試験では受検票、実地試験では受検票に同封した「実施通知」で試験会場(住所も記載)をお知らせしています。それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 試験問題の公表期間はいつですか？

A 試験問題は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表されます。
それ以外の期間は、公表いたしておりません。

Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？

A 当協会は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書の紹介は行っておりません。

Q 試験問題の内容について問合せできますか？

A 内容については、一切お答えできません。

Q 申込後、氏名、本籍、住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 「受検の手引」最終頁(45頁)の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届」に必要事項を記入し、「当協会 試験部宛」に送付してください。※22ページ「住所変更等について」を参照

Q 学科試験の合格基準について詳しく知りたいのですが？

A 1級学科試験は、「100点(択一式問題50点、記述式50点)を満点とし、総得点で60点以上を取得した者」が合格となります。

Q 学科試験は8月2日(予定)、実地試験は11月17日(予定)に合格発表の予定とありますが、合格発表日はいつ決まりますか？

A 学科試験、実地試験とも合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 合格したら建設機械を運転できるのですか？

A 合格した操作施工法により運転できる建設機械が決められています。詳しくは最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。※43ページ「表2」を参照。

Q 特定自主検査の方法について知りたいのですが？

A 詳しくは、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全協会の支部等にお問合せください。

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

A 下記宛に、電話でお問合せください。
試験部 03-3433-1575 (9:30~12:00、13:00~17:30) なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。
(お問合せの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。)

18. 参考

(1) 建設業法においては、建設工事の適正な施工に必要な知識や経験を有する技術者を営業所や工事現場に配置することを規定しています。建設機械施工技士に関連する事項についての概略は、下表のとおりとなっています。

1) 営業所、工事現場に配置する技術者

許可を受けている業者		指定建設業 (土木工事業 舗装工事業 建築工事業 電気工事業 管工事業 造園工事業 鋼構造物工事業)			その他 (左記以外の22業種)		
建設業の許可制度	許可の種類	特定		一般	特定		一般
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	4,000万円以上 注)1	4,000万円未満 注)1	4,000万円以上は契約できない 注)1	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	公共性のある工作物に関する建設工事で、 請負金額が3,500万円以上のときに必要 注)2					
	資格者証の必要性 監理技術者講習受講の必要性	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要ない		発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要ない	

注) 1. 建築一式工事の場合は6,000万円以上
2. 建築一式工事の場合は7,000万円以上

2) 監理技術者

指定建設業を営む特定建設業者が工事現場ごとに置かなければならない監理技術者は、国土交通大臣が定める国家資格取得者でなければなりません。

なお、指定建設業に係る建設工事で、公共工作物の建設工事の受注に際して設置する監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから、これを選任しなければなりません。そして、発注者から請求があれば、この資格者証の提示が義務付けられています。

1級建設機械施工技士は監理技術者の有資格者となります。

登録の申請は、一般財団法人建設業技術者センターの各県支部で行っています。

(2) この試験に合格すると合格者の称号及び処遇等に記載されている資格以外に次のような資格が得られます。(詳細につきましては、関係機関へお問い合わせください。)

1) 労働安全衛生法で定める特定自主検査者(事業内検査者)としての資格が得られます(事業者を除く)。特定自主検査者の関係は、表1のとおりです。

なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿及びステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会(建荷協)の支部等にお問合せください。

2) 労働安全衛生法で定める各種運転技能講習の全部又は一部が免除されます。

各種運転技能講習との関係は、表2のとおりです。詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

3) 1級建設機械施工技術検定合格者は、技術士法施行規則第6条第17号の規定により技術士第一次試験の一部が免除されます。

表1 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める特定自主検査者との関係 ○印は有資格者 △印は検査者として必要な講習科目を一部免除(事業内検査の方法等については最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の支部等へ照会してください。)

事業内検査者の建設機械施工技士資格種類	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用)	車両系建設機械(締め固め用)	車両系建設機械(基礎工用)	車両系建設機械(コンクリート打設用)	高所作業台車	不整地運搬車
1級建設機械施工技士	○	○	○	△	△	○
2級建設機械施工技士	第1種	○	△	△	△	○
	第2種	○	△	△	△	○
	第3種	○	△	△	△	○
	第4種	△	○	△	△	○
	第5種	△	△	△	△	○
第6種	△	△	○	△	△	○

表2 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係 ○印は有資格者 △印は必要な講習科目を一部免除 ×印は免除なし

技能講習の種類 建設機械施工技士	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習	車両系建設機械(解体用)運転技能講習	不整地運搬車運転技能講習	高所作業台車運転技能講習	ショベルローダー等運転技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習	地山の掘削作業主任者技能講習
1級建設機械施工技士	○ ただし、2級の第1種又は第2種に相当する操作施工法を選択した者 △ 上記以外の者	○ ただし、2級の第6種に相当する操作施工法を選択した者 △ 上記以外の者	注)○(△) ただし、2級の第2種に相当する操作施工法を選択した者 △ 上記以外の者	○ ただし、2級の第1種に相当する操作施工法を選択した者 △ 上記以外の者	△	△	△ 2級の第2種又は第6種に相当する操作施工法を選択した者	△ 2級の第1種又は第2種に相当する操作施工法を選択した者
2級建設機械施工技士	第1種	○	△	○	△	△	×	△
	第2種	○	△	注)○(△)	△	△	△	△
	第3種	○	△	△	△	△	×	△
	第4種	△	△	△	△	△	×	×
	第5種	△	△	△	△	△	×	×
	第6種	△	○	△	△	△	△	×

注) 車両系建設機械(解体用)運転技能講習欄の○(△)については、平成25年7月の改正労働安全衛生規則の施行に伴う、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」という。)が車両系建設機械に新たに追加されたため、鉄骨切断機等については△、既存のブレーカについては○となる。

よって、1級(2種相当)及び2級(2種)の有資格者であったとしても、上記鉄骨切断機等の運転業務に就く場合には、運転技能講習規定に基づく講習(科目一部免除)を受講する必要がある。

個人情報の保護について

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。
 - 当協会は、受検申込の際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、試験業務を円滑に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。
 - 受検者個人を特定する情報は、外部に対して一切公開、提供しません。
 - 受検申込みの際にご提供いただいた受検申請書類の内容を外部に意図的に公開したり、提供することはありません。
 - 外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
 - 受検者情報、及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止しています。
 - ただし、個人情報については、次の目的のために利用いたします。
- ・「合格証明書の交付を受けた方の情報(資格区分、証明書番号、氏名、生年月日、取得年月日)」は、公共工事の発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)において、建設業者の資格審査や施工体制の確認等を目的として利用されます。

一般社団法人 日本建設機械施工協会

ご 注 意

申請書類の虚偽記載は、受検ができません。また合格が取り消されます。不正受検(申請書・証明書の虚偽記載等)が明らかとなった場合には、受検の停止や合格の取消しが行われますので、次の点にご注意の上、受検申請を行ってください。

- 受検申請書の「実務経験内容」及び「実務経験年数」等については、受検者自身が記入・確認の上、お送りください。
 - 実務経験証明書の証明者は、実務経験証明書の内容等を正確に確認の上、証明を行ってください。
- ※なお、申請内容については、改めて確認させていただくことがあります。

不正の方法により取得した「資格」によって「建設業の許可」又は「経営事項審査」を受け、若しくは「技術者を配置」したときは、建設業法違反となり罰則を受けることがあります。

平成 29 年 月 日

平成29年度 1級建設機械施工技術検定試験 郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届

申込時の学科希望受験地

注) 上記で該当する変更項目を、○印で囲んでください。

受験申込時の氏名

受験番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

フリガナ		
漢字	(氏)	(名)

生年月日				
昭和	年	月	日	
平成				

※受験番号は受験票（平成29年5月29日発送予定）に記載しています。わからない場合は記入しなくても構いません。

変更内容（変更を届け出る項目のみ記入してください。）

①郵便物送付先住所の変更

※受験申込時に記入した「郵便物送付先」を変更する場合に、新しい送付先住所を記入してください。
※「郵便物送付先」にしていない現住所の変更については、届出は不要です。
※郵便物送付先を勤務先にする場合は、会社名も記入してください。

フリガナ	
住所	(〒 -) TEL. - -

②氏名変更（※氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧氏名			→	新氏名		
フリガナ				フリガナ		
漢字	(氏)	(名)		漢字	(氏)	(名)

③本籍変更（※本籍変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧本籍	→	新本籍
<input type="text"/>		<input type="text"/>

※同一都道府県内での変更はありません。

④希望受験地変更（学科試験 実地試験）※該当する試験の口チェック(レ)を入れてください。

※希望受験地変更の届出には、以下の書類の添付が必要です。
・受験票のコピー（受験票が到着していない場合は不要です）
・変更理由の証明になるもの（転勤辞令等の写し、転居先の住民票等）

※転勤・転居等に伴い、「郵便物送付先」も変更する場合は、上記①も記入してください。

旧希望受験地	→	新希望受験地	理 由
<input type="text"/>		<input type="text"/>	()

⑤その他

()

注 意

- ・本届をFAXで送信する場合のFAX番号：03-3433-0401 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部
- ・FAX送信した場合は、必ず下記に電話し、FAXが正常に送信されたかどうか確認してください。
TEL:03-3433-1575 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部

注) このページをコピーして使用してください。